

第12回 官業民営化等WG 議事録(厚生労働省ヒアリング)

1. 日時：平成16年10月8日(金)13:00～16:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目： 検疫
社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査
家庭用品監視
医療監視
食品等の監視指導
生活衛生関係営業の監視指導
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、安念専門委員、福井専門委員
厚生労働省
検疫
健康局結核感染症課 課長補佐 前田 光哉
(以下「前田課長補佐」という)
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室
室長補佐 島村 博
社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査
社会・援護局 総務課長 椋野 美智子(以下「椋野総務課長」という)
総務課 指導監査室長 池田 和広
(以下「池田指導監査室長」という)
家庭用品監視
医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室長 成田 昌稔
(以下「成田化学物質安全対策室長」という)
化学物質安全対策室 室長補佐 野村 由美子
(以下「野村室長補佐」という)
化学物質安全対策室 室長補佐 大山 豊
医療監視
医政局指導課 参事官 今村 元美(以下「今村参事官」という)
課長補佐 山下 護(以下「山下指導課長補佐」という)
専門官 中嶋 朋久(以下「中嶋専門官」という)
食品等の監視指導
医薬食品局食品安全部 監視安全課長 南 俊作
(以下「南監視安全課長」という)
医薬食品局食品安全部企画情報課 検疫所業務管理室長 桑崎 俊明

(以下「桑崎室長」という)

生活衛生関係営業の監視指導

健康局 生活衛生課長 岡部 修(以下「岡部生活衛生課長」という)

白石委員 お疲れ様でございます。それでは、午後の「検疫手続及びこれに付随してとられる諸手続」のヒアリングに移らせていただきたいと思います。

この手続の概要についてお話しいただくとともに、こちら側のあらかじめお渡ししております質問について、7、8分程度で御説明をいただければと思います。

前田結核感染症課長補佐 厚生労働省健康局結核感染症課の前田と申します。それでは、業務の内容及び御質問について御回答申し上げます。

まず、根拠法令でございますが、検疫法。

実施主体は、国でございます。

検疫所の従事者は、813名。

予算額は、87億円程度でございます。

事業の内容でございますが、検疫所長が法に基づいて国内に入港しようとする船舶ですとか飛行機の乗客・乗員に対しまして、SARS、重症急性呼吸器症候群が昨年騒がれましたが、SARS等の検疫感染症の有無につきまして、診察・検査を行う。そして、感染症が侵入するおそれがほとんどないと認められた場合に、検疫済証等を交付するものでございます。

現在民間移管している内容でございますが、感染症患者の隔離、停留、そして死体の火葬、ネズミ族の駆除、そして法律上はないんですが、海外へ渡航しようとする者の予防接種などは、民間に移管しているところでございます。

8番の、さらなる民間開放への見解及び御質問についての御回答でございますが、その次のページの「別紙」をごらんください。

まず1点目の、検疫を全国規模で迅速に行うという状況を維持するために、厚生労働省のっております対応でございますが、諸外国の感染症の発生の動向を迅速に察知する。そして、入国する船舶や航空機の乗組員・乗客に対しまして、時々刻々変化する状況に対応した必要な質問、検査等を行う必要がございます。

そのために、全国の検疫所のうち13の本所を拠点検疫所といたしまして、業務量、地理的条件を勘案した検疫官の配置を行い、迅速かつ効率的な検疫を実施しているところでございます。

また、昨年SARSが諸外国において発生しました際に、WHO、世界保健機関が指定しました伝播確認地域の指定状況などを踏まえまして、全国の海港・空港におきまして、入出国者への情報提供、そして注意喚起、入国者の体温測定、健康状況に関する質問の実施、SARS患者等への濃厚接触者に対する入国後の健康監視等を行ったところでございます。

2点目でございます。国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案し、政策的に判断を行う必要があるということの内容について、御説明申し上げます。

先ほどの1番の問いと重複する部分もございますが、諸外国の感染症の発生動向を踏まえまして、その感染症に感染する可能性、国内への侵入の可能性、国内に侵入した場合の国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案いたします。そして、その状況に応じた、質問、検査等を行っているというところでございます。

そして、3点目の御質問でございます。次のページでございますが、最近5か年における全国の検疫済証の発行件数、そして検疫法第14条に基づく措置をとった件数でございますが、この表のとおり、検疫済証の発行につきましては、毎年20万件程度を交付しているところでございます。そして、隔離及び停留については、過去5年間におきましては実績がない。消毒につきましても、過去2年間は実績がないという状況でございます。

4点目でございます。検疫業務をアウトソーシングすることを制限している法令の有無についてでございます。直接検疫に関する事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令はございませんが、検疫法に基づく権限の行使につきましては、検疫所長及び検疫官とされており、いずれも厚生労働省に置かれる公務員であるということを決めている状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、質疑に移らせていただきたいと思いません。

福井専門委員 この回答の文章の1つ目の最後の方に、情報提供、注意喚起、体温測定、質問実施、健康監視とございますが、これがいかなる意味で総合判断なり政策判断に関わるんですか。例えば体温測定が、どうして総合政策なんですか。

前田課長補佐 こちらにつきましては、諸外国の状況、SARSにつきましては、全世界で8,000人以上の方が罹患された。そして、800人以上の方が亡くなられた。そういう状況を総合的に考慮した上で行った対応として、注意喚起、体温測定、質問実施、健康監視等を行ったというところでございます。

福井専門委員 こういうことを総合的に気を付けてやれという政策判断はあるのかもしれませんが、体温をはかる部分のいかなる部分が政策判断に属するのかということをお教えいただきたいんです。

前田課長補佐 実質、体温測定をお願いするに当たっては、やはりそれだけSARSが全世界ではやっている。そして、そのSARSの症状については、最初に高熱を発するという判断をした上で体温測定を実視しているということでございます。

福井専門委員 別に今、私だって説明されなくてもわかりますけれども、その程度のことをわかっていればいいということですか。逆に言えば。

前田課長補佐 実際、SARSにつきましては、発生当初はどういう病原体による感染症かもわからなかったというところで、その2か月の間に。

福井専門委員 これはわかった後の話をしているんでしょう。話をすり替えしないでください。

前田課長補佐 いえ、実際、わかる途中段階においても、段階的に実施してきたところがございます。昨年3月にWHOが第一報を出して、そして大体5月ぐらいまでに対策が整ってきたところがございますが、その間にも各国の状況を踏まえて、徐々に改善していった結果、最終的にこうなったということでございます。

福井専門委員 かみ合わないことをおっしゃらないでいただきたいんですが、どこで発生したから注意しようとか、近隣だとか、日本に出入国が多い国だとかというようなことについて言えば、例えば、もっと大局的見地から注意をするというような政策判断はあるかもしれない。しかしそんなことは聞いていないのです。お聞きしているのは、現場で行う体温測定とか、注意喚起のいかなる部分に政策的配慮があるのかということですから、それに端的にお答えください。

前田課長補佐 普段、そこまで検疫業務として行ってないということですので、政策的配慮に基づき行ったものがございます。

福井専門委員 政策に配慮する場合と配慮しない場合で、体温測定のやり方がどう異なるのかを具体的に説明してください。

前田課長補佐 体温測定によって、SARSにかかっている疑いのある方を検査すると。

福井専門委員 体温測定って温度で出るんでしょう。

前田課長補佐 はい。

福井専門委員 例えば何度だったらどういう政策判断をするんですか。具体的に教えてください。

前田課長補佐 基本的に、38度5分以上の高熱の方については、そういう伝播確認地域から帰ってきた方については、そういう感染の蓋然性が高いというふうな判断をいたします。

福井専門委員 その38.5度という目盛りが読み取れば、それは蓋然性が強いから気を付けなければいけないとわかるということでしょう。どうしてそれが公務員でないといけないんですか。

前田課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

福井専門委員 目盛りが読める人ならいいわけですね。注意喚起とかも、例えば、どういう注意喚起されるんですか。

前田課長補佐 まず、そういう伝播確認地域から帰ってこられた方に対して、実際、渡航前の注意喚起というものがございます。そして、そういった地域にはなるべく不要不急、急がない場合、必要でない場合、そういう普通の観光旅行みたいな形で行くのは、ある程度おやめくださいということと、そういう行こうとされる地域についての感染症の情報について、情報提供を行うと。

福井専門委員 それは、一人ひとり通関のときに、あるいは出国審査のときに、一人ひ

とりに対してそうやって検疫官が口頭で説明されるんですか。

前田課長補佐 実際には、パスポート取得のときとかにもやられておりますし、その検疫所においてもポスター、あとリーフレットの配布というものを行って注意喚起を行っております。

福井専門委員 口頭では説明されないということですね。

前田課長補佐 しておりません。

福井専門委員 だったら、ポスターを張ったり、リーフレットを配るという仕事の、一体どこに政策判断の要素があるのか。あるいは、ポスターを張る行為、リーフレットを配る行為が、なぜ公務員でないとできないのかを、具体的に教えてください。

前田課長補佐 おっしゃるとおりです。

白石委員 2点目の質問に対する回答のところ。

鈴木主査 ちょっとすみません。今のおっしゃるとおりというのは、どういう意味ですか。

前田課長補佐 まさにおっしゃるとおり、公務員でなくてもできるんじゃないかと。

鈴木主査 ということは、これは民間に包括的に委託しますということを、ここでOKと言っておられるわけですね。

前田課長補佐 この場でOKということは、私どもでは判断できかねるところがございますが、一応業務の現場としては、そういうことでございます。

白石委員 2点目の質問に対する回答のところ、幾つかのプロセスをごちゃ混ぜにしてお書きになっているのではないかと思うんですが、まず「諸外国の感染症の発生の動向を踏まえ」、これは国でもいいと思うんです。「国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案」する。もうこれもどうぞおやりになっていただいていた方がいいんですが、その次に「その状況に応じた質問、検査等を行う必要がある」と。これは、先ほど福井委員がおっしゃっていらっしゃるように、別に国の仕事ではなく民間人でもOKなわけですね。その次に、「防疫措置を講じるなど政策的な判断」。これも、国がやっていただいたらいいんですけども、どうして中間の部分まで混ぜてお考えになっているのか。それぞれ役割分担、適材適所というものがあるのではないかと思うんですが、ここの文脈とそちらのお考えを少し整理をしていただきたいんです。

前田課長補佐 実際、この1つ目の回答の文章につきましては、一連の動作ということで考えてございます。ですので、これを途中分割してそれぞれ考える。民がやるということよりは、一括して考えた方が、効果的、効率的ではないかというふうに考えているところでございます。

白石委員 どういう点で一括してやるのが、効率的なんでしょうか。

前田課長補佐 まず、実際に発生動向を踏まえて、そういう感染可能性、侵入可能性、国民への影響を勘案して、それに基づく質問・検査を行うというふうな流れで対応しておりますので、そこを途中が別の民間の業者がやるよりは、国で一括してやった方が効果的

ではないかと考えております。

白石委員 御判断の根拠になるように、これまで民間に委託した場合、この中間的な部分、質問・検査を民間に委託することで、どれぐらいのコストが生じて、今、厚生労働省さんでおやりになっている中で、見えないコストが発生しているわけですが、それと比べた場合に合理的であるという根拠をお持ちなんでしょうか。

前田課長補佐 基本的に数量的な検討はしておりません。現在は、法律に基づいた形で行っているという状況でございます。

白石委員 それでは、数量的な根拠が得られた場合は、この部分を民間委託することには、別に否定はされないということでございますね。

前田課長補佐 その場合に、民間事業者の資格要件ですとか、みなし公務員規定ですとか、権限行使対象者のプライバシーを保護する観点で、守秘義務規定などの担保措置が必要ではないかと考えております。

白石委員 ありがとうございます。

福井専門委員 それは勿論そうですね。では、基本的にはこれは前向きにお考えいただいているという理解でよろしいですね。

前田課長補佐 一応。

福井専門委員 今のお答えはそういう意味じゃないんですか。

前田課長補佐 前向きというか、客観的に考えているところでございます。別に抵抗するとか、前向きという判断ではございません。

鈴木主査 それでは、そういうことをおっしゃっていただいたんなら、今おっしゃったとおりですというのを、これはもう既に授權を受けてこられて発言なさったわけですね。

前田課長補佐 実際、このヒアリングに臨むに当たりまして、かなりの検討をしてきた状況でございます。

鈴木主査 ありがとうございます。そうしたら、あとはどういう形で包括的な民間委託をするのかというのに対して、試案というものを御用意願えますか。

前田課長補佐 今、対応しているこの検疫業務の民営化について、本日の資料では示しておりませんが、基本的に大きく3つの考え方を持っております。

まず、1つ目でございますが、その検疫業務も勿論含まれますが、国民の身体とか財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務、そういう業務は民間委託には適さないのではないかとこのように考えております。それは、先ほどの質問行為ではなくて、検疫法に基づく診察、そして船舶等に対する病原体の有無に関する検査、そして隔離の措置、そして応急措置、そういった直接的な強制措置業務については、民間委託に適さないのではないかとこのように考えを持っております。

2点目でございますが、先ほどの質問についてもそうでございますが、民間委託することによって、効率的・効果的に業務が遂行できる限りは可能な限り業務を民間委託する必要があると思っておりますが、先ほど申し上げましたが、公正性ですとか、中立性を確保する観

点から、業務を円滑かつ適正に実施できるように、その民間業者の資格要件、みなし公務員規定等についての担保措置が必要ではないかというふうに考えております。

現在、民間委託を行うことは効率的・効果的では、今の段階ではなくて、一体として行った方がいいんじゃないかというふうな考えを持ってはいるところでございます。

3点目でございますが、事務処理の判断の客観性を確保するために、裁量性をできる限り少なくして、明確な基準に従って実施させることができる業務については、委託はできるんじゃないかと考えておりますので、今の検疫所の業務を考えますと、諸外国の感染症の発生動向等を勘案するという観点から、非常に裁量性が高いのではないかとというふうに厚生労働省としては考えているところでございますので、なかなか明確なマニュアル的な基準を示すことは困難ではないかと考えております。

具体的な業務といたしまして、感染症の侵入の防止のための臨機応変な危機管理的措置、対応については、一律の基準を示すことが不適當、非効率ではないかと考えているところでございます。

ですから、以上3点の、国民の身体・財産を直接侵害する実力行使業務には、民間委託に適さないということと、あと民間委託しても、効率的・効果的でないと思われるものについては、民間委託に適さないということと、あと裁量性の高い業務についても民間委託に適さないのではないかとという3点を考えてきているところでございます。

また、民間委託した場合の継続性・安定性の考え方からいきますと、そういうふうな受け手となる、代替として供給できる主体の存在を考慮する必要があるということで、今の検疫所で行っているすべての業務を包括的に委託するというのは不適當というふうに考えており、その管理権限、監督権限については、行政機関、公務員においてすべての業務について緊急時に対処できるよう、所要の公務員の確保が必要ではないかと考えているところでございます。

鈴木主査 もともと権限というのは厚生労働省にあるのだから、委託契約の中で、こういう点についてはチェックしますよ、こういう点は監督しますよ、こういう点は報告してくださいというのは、それは業務委託にあたり当たり前のことですね。まるっきり手放しで業務委託しますなどということは、どんな業務委託だって普通はしないものであって、それはそういう限りにおいて問題はないということ。それから、事務処理の明確な基準を云々というのだったら、それはむしろ厚生労働省の側で、マニュアルというのか、こういうものに対してはこうしてくれということをはっきりしてくれればいいと、それだけですべては済まない。さっきの話もあったけれども、体温をはかるのは何度以上なら何度以上としておけばよいのだけれども、それだけでは済まないのだったら、そういうのはどういふものかということ、これを持ち出して、こういう場合には委託者に対して相談をしてくださいという業務委託契約にしておけば済む話ですね。

そういう点と、効率性云々の議論はやってみなければわからない話だから、やる前から効率的ではないという議論を言っても始まらない。もし効率的でないものしか出てこなか

ったら、それは受託者がいないから、委託できないというだけのことであって、その受託者がいないから、事実として委託ができないということと、それから委託することとして、もしきちっとした方がいいとしたときには、委託しますよというふうに門戸を開いているのとは、全く意味が違いますから、そのところは御心配要らない問題だと思います。

それから、実力行使の部分というのは、ちょっと検討しましたけれども、行刑施設なんかも民間委託の場合には、実力行使を必要とするケースがありますね。この部分だけ切り出してやるのかどうかという問題とも関連しますから、それも、あなたはSARSの地域から帰ってきて、必ずここを通過してくださいというのに、それに対して嫌ですと言って逃げの人に対して、こちらに来てくださいということの有形力を行使するというのは、これは仕組み方の問題ではないかという感じもしますから、それさえ仕組みればよいというふうに考えて、今の制度設計をやってもらいたいと思います。

検疫をやっておるのは、今は厚生労働省しかないのだから、ほかにいるのかということが気になるかもしれないけれども、そういう議論は余り心配しなくてよろしいとともに、そういう議論をしているわけではない、門戸は開いたという点がポイントです。いるのか、いないのか、それはマーケットに任せましょう。いないのだったら、その間は厚生労働省でおやりになるしか手がないでしょうというだけの話なのだから、そういうふうに理解してください。

今、言った点も、具体的に詰めて答申に持っていきたいと思いますから。

福井専門委員 この診察、検査って、何で実力行使なんですか。単なる事実行為じゃないですか。

前田課長補佐 実際、診察についても、その診察の場でじっとして前に座って聴診器を当たるとかということをするについても、やはり嫌がる人の場合は、診察も実力行使というふうに。

福井専門委員 診察するのは普通お医者さんでしょう。検疫官であっても医師資格を持った人でしょう。

前田課長補佐 そうです。

福井専門委員 お医者さんが自ら実力行使して、相手をはがい締めにしてから、よいこらしよと診察にかかるんですか。そんなことあり得ないでしょう。

前田課長補佐 実際は看護師さんが押さえてございます。

福井専門委員 その押さえ付ける部分。逃げようとするとか、無理に診察を拒否しようとする人に対する実力行使は、そこは公権力の行使という、端的な部分であり、あるいは公務員がやるという選択があるのかもしれないが、診察とか検査というのは、単なる事実行為じゃないですか。科学的知見に基づく。そういうものが、さっきおっしゃったように実力行使だという範疇に入れられて、それが理由で民営化が無理だというのはナンセンスですから、そういう前提は取らないでいただきたいと思います。

前田課長補佐 ただ、検査についても侵襲的検査ということで、血液を採るということ

については、実力行使というふうに認識しております。

福井専門委員 何で血液採るのが実力行使なのですか。では、民間の公務員じゃない医師は、人から血液採って検査してはいけないんですか。

前田課長補佐 実際のこの検疫法。

福井専門委員 傷付けているけれども、刑法で違法性阻却があって、そういう行為は正当行為だということから、だれも犯罪だとは言わないし、実力行使だとすら言わないんですよ。覚えておいてください。

安念専門委員 実力行使ですが、確かに、嫌がる人間を無理やり診察し、特に侵襲的な医療行為を行うというのを、実力行使とおっしゃるのであれば、それはそうかなという気がいたしますが、その場合実力行使をしなければならないケースがどれだけあって、それは非常に顕著な現象であるのか。これが第1点。

第2は、そこで言う実力行使というのは、いわゆる講学上言うところの直接強制であるのか、それとも逆らった者に対して、事後的に刑罰を科するという間接強制であるのか、それが第2点。

第3は、実力行使は、仮に看護師さんが椅子に座ってなさいと言って押さえ付けるとか、腕を押さえてゴム管巻いて血を採るということであるのだとすれば、それがなぜ公務員でないとできないのかがちょっと釈然としないのですが、以上3点について、現段階で御見解があれば教えていただきたいと思います。

前田課長補佐 実質、件数から申し上げまして、隔離・停留まで行ったケースが少ないということでございますので、先ほど私が申し上げた強制的な診察につきましては、今後想定される事態ということで御理解いただければと思います。

福井専門委員 その点で、さっきおっしゃったのは、およそ診察や船舶検査、隔離。隔離はともかく、およそ診察、船舶検査が実力行使の範疇になると明確に説明されたから、それはそうじゃないという理解でいいですね。それは間違っているという前提を我々は取っているわけですが、そこは大前提にしてくださいね。

いいですか。要するに、ここで言う最近、隔離とか停留はゼロなわけでしょう。そういうところに行ったらうえて、平穩無事に当事者の合意の下に診察や検査をやっているわけですから、それが実力行使だなどということはおっしゃらないでいただきたいと思います。

前田課長補佐 わかりました。

鈴木主査 そちら辺は、福井さんの38度でお認めになって、そのようにやっていくというふうに今、明確におっしゃられて、それで心配なのは3点あるということをおっしゃられた。その心配というの、私が説明したのに対して納得せられておるのだし、そしてそういうふうにやっていくというのは、省の意見、考え方としてまとめてこられたということなので、我々の方としては今、言ったように包括的に民間委託というものを実施する。それに当たっての措置すべき問題はこういう点と、こういう点と、こういう点だということの指摘をして、そして案文協議に入るといいう手順に入りたいと思いますが、それはよく

報告しておいてください。

福井専門委員 検疫官の資格とかは何かあるわけですか。医師とか、あるいは何学を学んでいるとか。

後ほどで結構ですが、教えていただけますか。

前田課長補佐 はい。

福井専門委員 それから、その場合に、やや先の話かもしれませんが、民営化した場合、検疫官の仕事が随分少なくなると思うんですが、その場合、検疫官は代わりにどういう仕事をやられることになるという想定なんでしょうか。

前田課長補佐 まず、検疫官の資格でございますが、これは厚生労働省の内規によりまして、技術系の職員、または経験年数2年以上であり、検疫官研修を受けた事務系職員ということで、平成16年度における検疫衛生部門の職員は367人いるというところでございます。

この方々ですが、事務系職員の方につきましては、仮に民間委託された場合には、ほかの事務に移すことができると思いますが、技術系職員についても、獣医、薬剤師が多いので、厚生労働省の獣医系の施策、動物由来感染症施策ですとか、あとは医薬安全行政の施策、そういったところに配属になるかとは思いますが。

福井専門委員 わかりました。

鈴木主査 それから、もう一つ、民間委託する場合の委託先ですね。これを、指定法人という形でやるのか、それとも厚生労働省に対してアプライしてきたものであるならば、誰でもよい条件に合う人ということなのかと、この点もあると思うのです。それも意見を聞かせてください。

私どもの考えとしては、指定法人制度にすることが仮にあるとしても、単数でやらない方がよいと思います。民間委託するというのは、やはり長所を生かしながら、競争して効率を競うということなのだから、単数でやる場合には、これは民間委託とは認め難いという基本的な立場を取っていますので、例えば、場所、空港だとかそういうところを限って委託すればよろしいから、むやみやたらに数を増やせとは言いませんけれども、複数の機関でやるということは条件だということをお考えいただきたいと思います。

福井専門委員 複数でも、あるところが受注したら、未来永劫やるような前提は、これも民間委託とは、我々の概念では言いません。要するに、一定の定期の、言わば入札なりによって、常に競争にさらされている事業者が受けるというのを、我々の概念では民間移管と言っておりますので、その点も是非御配慮いただきたいと思っております。

白石委員 それでは、どうもありがとうございました。

(厚生労働省健康局関係者・医薬食品局関係者退室)

(厚生労働省社会・援護局関係者入室)

白石委員 お忙しいところありがとうございました。それでは、続きまして「社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査」について、ヒアリングに入らせていただきたいと思いま

す。

まず、冒頭にこの社会福祉法人指導監査業務とはどういうものかということをお説明いただいた上で、こちらの質問に対する御回答を10分弱以内でお話をいただければと思います。

池田指導監査室長 社会・援護局総務課指導監査室長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

今お手元にお配りしております指導監査業務についてということで、御説明いたします。

まず「指導監査の目的」でございますけれども、これは社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施しております。

2つ目の「指導監査の実施主体」でございますけれども、基本的には3つの主体で現在やっております。

1つが都道府県・指定都市・中核市の、同一区域内、例えば、県内、あるいは指定都市内、あるいは中核市内で事業活動しております社会福祉法人につきましては、それぞれ、都道府県、指定都市及び中核市が監査業務を行っております。

また、2つ以上の都道府県にまたがりまして、かつ地方厚生局、これは北海道、阪神、近畿というふうにブロックごとでございますけれども、地方厚生局の管轄区域内で事業活動する社会福祉法人につきましては地方厚生局が監査業務を行っております。

また、2つ以上の地方厚生局にまたがる、例えば、北海道と東北に施設があるとか。こういう場合は、私ども本省の方で監査業務を行っております。

それから、指導監査の種類でございますけれども、2つございまして、1つが一般監査ということで、これは毎年実地に指導監査を行うということでございます。ただし、括弧書きがございますけれども、特に運営に問題が認められない法人に対しましては、実地監査を2年に1回として差し支えないとしております。ただし、実地監査を行わない年においては、書面による監査を行うということで、基本的には毎年やっているということでございます。

次に特別監査というのがございまして、これは先ほどの一般監査におきまして運営等に問題が認められます法人、あるいは不祥事等が発生しました法人に対しましては、重点的、継続的にということで、これは随時実施する監査であります。

また、指導監査の項目につきましては、局長通知を発出しておりまして、社会福祉法人指導監査要綱に基づきまして、法人理事会の開催状況、あるいは社会福祉事業の運営状況、庶務関係の規定、経理規定とか給与規定が整備されているかどうか、それから、財産の状況等の検査を行っております。

また、社会福祉施設を営んでいる法人がございまして、法人監査に合わせまして、施設等監査を併せて実施するよう指導しているところでございます。監査の結果につきましては、改善を要する事項がございました場合は、改善措置につきまして文書をもって通知をし、文書を受けた法人は、所定の期限までに改善状況を報告してもらうようにしてお

ります。

また、改善を要する事項につきまして改善が図れない場合、あるいは、法令違反等が明らかになった場合につきましては、社会福祉法第 56 条第 2 項から第 4 項までに規定しております改善命令、あるいは業務の全部、もしくは一部停止、役員 の 解 除 勧 告、解 散 命 令、こ う い っ た 措 置 を 実 施 し て お り ま す。

また、3 ページ目は参考資料でございます。社会福祉法人は、直近で 1 万 8,800 法人ございまして、北海道、東北などの各ブロック別に見ますと、以下のような資料になってございます。これを先ほど御説明した 1 万 8,000 の社会福祉法人の監査のうち地方厚生局で行っているものと私ども本省で行っているものがあわせて 165 法人でございます。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、早速質疑に入らせていただきたいと思 います。

棕野総務課長 御質問の前にヒアリング調査票の方を私の方から説明させていただきます。。

白石委員 すみません。それでは、お願いいたします。

棕野総務課長 社会・援護局総務課長の棕野でございます。

実施主体は今、申し上げたとおりです。従事者数については国が 12 名で、そのうち本省は 2 名と地方厚生局が 10 名となっています。都道府県は特に基準は定めておりませんので、任意配置でございます。

予算的には、監査旅費が、本省で 65 万円、地方厚生局で 1,363 万円。資料作成費が、本省で 109 万円、地方厚生局で 603 万円余となっております。地方公共団体の方の予算は把握をしておりません。

事業の内容は、今、申し上げたとおりでございます。

民間移管の具体的内容、今どの程度民間にお願いしているかと申しますと、公認会計士等による外部監査を行った場合には、所轄庁はその結果等に基づいて、特に運営に問題が認められないと判断したときは、当該外部監査を少なくとも 2 年に 1 回行うとされている実施監査とみなすことができることとされています。2 年に 1 回実地の監査、その間に必ず書面監査というふうに行っているわけですけれども、その 2 年に 1 回の実地監査に法人の外部監査を代えることができるという指導をしております。ただし、それが連続にならないように指導しております。

さらなる民間開放についての見解については、次の質問事項のところでお説明させていただきます。1 ページおめぐりいただきまして、まず御質問に対する回答からです。社会福祉法第 56 条に基づく改善命令等の件数でございますけれども、改善措置命令の件数は年によって若干動きますが、10~20 ぐらいです。それから、業務停止命令、これは 14 年度に 1 件、役員解職もあるかないかぐらい、解散命令も同じような状況でございます。

ただ、この件数は本当に法に基づく命令等の件数であり、その前に口頭の指導ですとか、

文書の指導とか、監査の折にやっております。それは、特に件数を集計しておりません。立入検査の際には、どの法人にも何らかの改善指導は行っていると思っております。

指導監査は、先ほど申し上げたように、原則として毎年行っております。問題が認められなければ実施検査は2年に1回行っています。

それから、命令は公務員が行うにしても、その前段階である検査について公務員が行わなければならない、公務員以外の者に実施させることはできないと考える理由について御説明願いたいという御質問に対してのお答えでございます。立入検査、それから報告徴収を行う際には、立ち入って書類を見せていただきながら監査をする、それから、こういう報告を出すようにということで報告を出してもらって監査をする、検査をするということがあるわけです。強制権限がない民間の方に検査を委託すると、任意に応じていただければいいわけですがけれども、任意に応じていただけない場合には、やはりその背景に行政処分という強制権限があって検査に応じるように、あるいは書類を見ていて問題があるときは、こういう書類も出してください、見せてくださいとやることによって、監督目的を達成しているものです。任意に応じてもらえるところだけを切り離してということになると、非効率ではないかというふうに考えております。

それから、仮に検査のみを委託するということになる、今度は検査を行う者と処分を行う者が異なることになるわけです。民間が検査によって問題を見つけ、それに基づいて行政が処分をするときに、やはり公務員が問題が実際にあるということ、もう一回確認してからでないで処分をできないのではないかと考えています。処分があった後、最終的には訴訟になることもありますから、やはり確認をせざるを得ない。そうすると、二度手間になるんじゃないかと、かえって非効率ではないかというふうに考えております。

指導監査につきましては、その指導にばら付きがないように、私ども通知等を定めてルール化を行っています。自治体にやっていただいているわけですから、ルール化を行っていますけれども、ルール化、マニュアル化できるからと言って民間事業者に委託できるものではないというふうに考えております。つまり、ルール化ができないことが民間委託できないことの理由だというふうには考えておりません。勿論完全なルール化ではなく、相談等もありますけれども、ルール化できるとしてもそれをもって民間委託できるというふうには考えていません。

次のページにまいりまして、当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたいという御質問に対してですけれども、社会福祉法第56条に報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができるので、その反対解釈として、当該職員以外の民間事業者にこの検査をさせることはできないのではないかとというふうに解釈をしております。

以上です。

白石委員 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。いかがで

しょうか。

安念専門委員 よろしゅうございますか。全国に1万9,000法人ありますが、それに対してここで言われている検査というのは、外部の公認会計士を使った監査が行われようが、行われまいが、とにかく法律上行われるということでございますか。

棕野総務課長 法律上は、特に年に何回検査を行うとは規定されていません。先ほどちょっと申し上げましたけれども、實際上外部監査が行われていて、それで特に問題がないと認められる場合は、2年に1回の実地検査を省くことができるというような扱いをしております。

検査の頻度は機械的に決まるものではなくて、問題があれば勿論回数を増やし、外部監査があったら回数を減らすことはやっております。

安念専門委員 そうすると、現実の問題としては、相当大幅に事実上民営化されているということにはなりませんか。

池田指導監査室長 統計は持ってないんですけれども、ある県のホームページ等をのぞきますと、一部県によっては外部監査取り扱い基準というのを設けている例もございます。

ただ、先ほど棕野から説明しましたように、外部監査をやった場合でも、何年かに1回は県、あるいは国の監査を受けなければいけないとなっております。

安念専門委員 国が直轄でなさるのもあるんですね。局でなさろうと、本省でなさろうと、それは勿論、そんなに多い、かなり大規模な法人さんですね。

棕野総務課長 最初に説明した資料の3枚目にございますが、本省所管は86法人でございます。

安念専門委員 86法人ですか。

棕野総務課長 そうです。

池田指導監査室長 地方厚生局の方でやっているのが79法人であり、本省所管の86法人とあわせて国で所管する法人は165法人です。

安念専門委員 それで、結局公務員でないといけない理由は何ですか。少なくとも会計の経理状況については、公務員よりも専門家の方がいいに決まっていますね。あと何がありますか。

要するに、公務員でないとできないという、何かありますか。

棕野総務課長 外部監査を法人の方でなさっていただければ、実施監査を一部省略しますけれども、問題があった場合には、最終的には処分をするということになっていきます。そうした一連の流れの中で問題のないところだけは実際やっていただいても構わないのですけれども、問題のあるところは処分につながるので、公務員がやる必要があると考えています。

福井専門委員 処分の前提の事実関係とか、あるいは単純な法規への要件の当てはめの有無とか、そういうところまでは民間でやってもらって、最終的な権限は役所がやるという分業でも十分成り立つじゃないですか。

梶野総務課長　　そういうのが、多分御質問にあったところだと思うのですが、最終的に命令を出すことに意味があるわけではなくて、法人の運営を適切に改善することが目的ですから、監査に行ったときに口頭の指導、あるいは文書の指導をしております。そこを民間に任せられるかということ、そこはやはり最終的な処分権限がバックにあつての指導であると考えております。

福井専門委員　　検査をした人から、しかるべき意見具申が行って、検査に行った人の、言わば行政指導にちゃんと従わない場合は、最終的に法令上の措置があるという前提があれば、何も変わらないですよ。

梶野総務課長　　そこは、それをそのまま確認もせずに処分するわけにはいかないと思っております。

福井専門委員　　確認はすればいいんです。一種の事実関係の整理と、これは処分相当かどうかみたいな意見・具申は、民間に全部やってもらって何の支障があるんですかということなんです。

梶野総務課長　　確認をもう一回するわけですから、二度手間になるので、かえって非効率だと思っております。

福井専門委員　　どうして非効率ですか。どういう意味ですか。

安念専門委員　　事実のファクト・ファインディングはとにかく民間にさせるわけです。今、議論している、一種のバーチャルな話をしているわけですが、処分権者は勿論どこかの役所において、中枢にいる人間が2人か3人いれば十分なわけです。全部ファクト・ファインディングは民間にさせるわけです。私は、十分効率的だと思いますけれども。

白石委員　　それに関連しているんですが、先ほど室長の方が御説明いただいた、実地監査を行わない年は書面による監査、この書面はだれがつくるんですか。どういう主体がつくるのでしょうか。

池田指導監査室長　　法人です。

白石委員　　法人ですね。でも、ここは書面による監査で法人がつくってきたものを確認して監査を行ってらっしゃるわけですから、それは御主張されている確認という二度手間を現在でも踏んでいるわけですね。

梶野総務課長　　いえ、実地監査の場合も勿論書類を見せていただいて、それで問題があったらその確認の処理なり質問をするなりします。書類を見ることを二度手間というふうに考えているわけでは勿論ないのです。

白石委員　　その二度手間とおっしゃると、今回福井さんの方から御質問された、行政処分などをするのを厚生労働省がやって、民間が監査を行うことを分業すると。それとほとんど事実としては代わらないと思うんです。監査を行ったものをチェックして、処分を発生させるという手続は同じだと思うんですが、ここの区別が私どもには伝わってこないんですが。

梶野総務課長　　確認をしてというのは、民間の報告書をチェックするという意味ではな

くて、それが事実かどうかを改めて法人に行ってみるなり、法人の書類を見るなりして確認をしないと、処分をした後で争いになったときに、行政として責任を持ってないというふうに考えています。

福井専門委員 それはどういう人に何をやらせるかによるわけで、検査をしたということなんか、とても信用できないという人にやらせれば、それはもう一回行かないといけなんでしょうね。でも、それは制度の仕組み方なわけで、要するに、ちゃんと行政庁として信頼できるところに検査してもらって、事実関係についても、例えば、そこが虚偽の事実を報告したら罰則をかけるなどという担保措置だってあり得るわけだし、民間人だろうが公務員だろうが、事実の確認とかについて公務員に優位性があるということは、必ずしも言えないわけですから、信頼できる人にやらせればいいだけのことです。

安念専門委員 それは同じことです。役人だって信用のできないものはもう一回行かなければいけない。課長だって、決済文書回ってきたときに、こいつの書いたものはよく見なければいけないなというのと、この人が書いたならそのまま判こ押していいなというのがあるじゃないですか。それと同じことですよ。

椋野総務課長 個人の資質の問題ではないですね。だから、公務員の方が個人として優れているとか、信用できるということではなくて、システムの問題です。部下の公務員がやることについて上司がチェックし、責任をとるのは当然です。

福井専門委員 公務員は、まさに比較優位がある分野をやればいいのです。だけど、ここでの論点はまさにちゃんと経理をやっているかどうかとか、何か法令違反をやっていないかどうかという、事実の認識ですから、事実の認識についての、例えば、経理であれば公認会計士の方がよく知っているだろうし、法令違反の有無等だったら、例えば、弁護士の方がよく知っているかもしれないというところを、何も公務員が全部やるよりは、むしろ分けて、専門性を発揮してもらった方がはるかに効率的だろうというのが、我々の趣旨です。全く逆のことをおっしゃっておられるから、それは大分普通の常識とは違いますよということを申し上げたんです。

白石委員 先ほど、データがないとおっしゃったんですが、特に問題がないと認められた法人、それで実施監査を行わない年にあっては書面による監査、この書面が上がってきておかしいと思って再検査をかけられた事例なんていうのは、件数として把握されてらっしゃらないのでしょうか。

池田指導監査室長 ここは調査していません。ただ、例えば、前年度の監査において、特段問題が全くなかった法人ですので、基本的には問題ないだろうというのが前提で書面監査を実施することとしています。

白石委員 それはちょっとおかしくないですが、前年度問題がないから、どうして今年も問題がないというふうな文脈になるのでしょうか。

福井専門委員 この会議の議事録は公開されているんですけども、今の議事を見た方は、ある年に指摘を受けなかったら、次の年はごまかしていいやと思いますね。困ったこ

とになりませんか。

椋野総務課長 書面で監査をするわけで、翌年何も見ないわけではありません。業務を効率的に行うために、問題がある法人をより詳しく監査することは合理的であると考えています。

福井専門委員 去年問題がなければ今年問題がないという前提はおかしくありませんかということですか。

椋野総務課長 全く問題がないという限定はおかしいでしょうね。だから、書面監査をします。ただ問題を起こし続けているところと、去年問題がないところは、監査を行う際の重点の置き方が違うという話です。

白石委員 監査を行わない年に書面で上がってきたものについては、問題があったかなかった、再監査をしたかどうかということ、データとして持っているからいいということですか。探してもないということですか。

池田指導監査室長 これは、基本的には、都道府県、指定都市、中核市の方でやってもらっていますので、その辺のデータを集めてないのです。

鈴木主査 課長さん、さっきから首ひねっておられるけれども、検査を行う者と処分を行う者が異なることは、かえって非効率だと言うけれども、これはこういうふうに考えてください。この検査を行うものを民間に出して、処分命令を出すのは厚生労働大臣に決まっていますから、民間の会社が処分命令を出せるわけがないんだから、だから検査をするのを民間に委託したときに、それは何かもう厚生労働省の仕事をあっちに取られてしまったから、憎い者だというふうにお考えになってはだめですよ。要するに、我が信用する手足だと、そしてそのところでいろいろな細かいことは調査してもらって、それを報告してくるのだと、その検査の中では、指導をやったって一向に構わないと思います。あるいは、処分の予告をしても一向に構わないと思います。そのところは、あなたの手足の人から、こういうことをやってもらったから、こういう処分が必要だと思いますという意見を出してきてもらえばいいんです。そうしたら、そいつについて、もうあなたの信用できる部下なのだから、というふうにお考えになって、それではそれで処分をしましょうという判こをつけばよいのですよ。

そうしたときに、民間に出したときに、もう一回チェックしなければいけないとおっしゃるけれども、その信頼関係があって、それだけの能力があると認める者を選べば、もう一回チェックする必要がどこにあるのですか。そんなこと言ったらあなたの部下が出してきた報告書に対しても、あなたがもう一回チェックしなければいけないということと同じことになってしまいますよ。それはそれで区別しないと。そして、まかり間違っても訴訟になったときには、これは何も民間会社の調査結果に基づいて処分をしたからと言ったって、あるいは部下がやったものだって、両方とも国が責任を持つのは当たり前のことだということなのです。ただし、部下の場合には内部的に譴責があるのだろうし、契約の場合には契約関係に基づいて、もしミスイクがあったときには、それは国が間違いの被害者に対

しては責任を持ちますけれども、内部で求償をすればいい、契約した相手に対して。そういう仕組みですから、だから、二重手間の問題というのは、そういうふうにお考えになるものではない。

要するに、だれかが何か変なことをやって、民間が入ってきて仕事を取ってしまったというふうにお考えになってはいないと思いますけれども、お考えになっているのだったら、そこはそういう仕組みだということを理解していただきたいということです。

椋野総務課長 おっしゃることはわかります。効率的にそういう形でできれば、勿論その方が望ましいと思いますけれども、繰り返しですけれども、その人がどうこうということではなくて、公務員というのは要するに雇用関係があって、おっしゃるとおり問題があれば処分をすることができますし、それと契約による委託関係とは違うだろうとはまず思っております。

それから、立ち入って書類を見せていただくときに、任意に応じてもらえる部分は民間でもお願いできるのでしょうかけれども、問題があって、ではこういう書類も見せてくださいという場合に、場合によっては応じないというところもあります。その際に、では公務員が出ていくということは非効率ではないかと考えています。

それから、もう一つ、それは弁護士、公認会計士のチームでやるというのであれば、今の強制権限との切り分けの問題を別として、民間の方ができるということもあるのかもしれない。かなり大規模法人で外部の専門家をお願いするほどの規模のところは、その費用は法人が持つわけですがけれども、2年に1回実際そういう形をしておられるし、それは会計等の専門家が行う監査なので、それで問題がなければ2年に1回の実施監査の回数を減らしています。

福井専門委員 大規模かどうかはまた別問題ですね。公務員がやるのかどうかということですから、大規模かどうかと、弁護士事務所が大きいかどうかという話は、関係がないですね。

椋野総務課長 弁護士事務所の大きさの話ではありません。法人が大きいところは、それだけの費用を払って調査をしてもらうことにメリットを感じて、そういうふうにしておられるところがあるという趣旨です。ただ、小さいところは、なかなかそういうのは活用しておられませんねという話を申し上げただけです。

福井専門委員 それは同じですよ。公務員がやる場合だって、民間がやる場合だって、同じ事情です。

それから、雇用と契約が違うというのは、意味がわからないんですけれども、どう違うんですか。公務員の雇用と委託契約とは、取り決めの種類、法律関係は違いますけれども、そんなことは当たり前のことで、ここで問題とされているのは、公務員がやらないとうまくいかない、民間であればうまくいかないという主張に関する違いは何ですかということです。

椋野総務課長 これは鈴木主査もおっしゃったことですが、処分のような強制権限はや

はり公務員に付与されているのが今の仕組みですから。

福井専門委員 それは間違っています。強制権限は民間に幾らだってあって、立法で授權すれば、幾らだってできるんですよ。

立法政策の話として、民間に検査権限、例えば、強制権を伴うものを与えたって、何の支障もないですよ。あとはそれをどうコントロールするかというガバナンスの問題です。そもそも論としてできないという議論は全く間違った理論です。

鈴木主査 だけれども、そういうことを立法政策としてやれば、それはできるけれども、私どもは必ずしもそこまで言うておるのではないので、要するに、最終的にあなたのところは、もう社会福祉法人としての認可を取り消しますというところは、厚生労働省でおやりなさいということを行っているのです。それを、さっき福井さんが言ったように、やってもいいですよ。

福井専門委員 私が言っているのは、処分はいいんです。だけど処分よりももっと民間に開放されている分野があって、例えば、土地の立入調査とか、施設の立入検査とか、このたぐいは公益事業者に幾らだって法令で授權されているものがあって、民間がやっている。検査の実効性が上がらないとおっしゃるんだったら、それは権限を与えればいいだけのことです。

鈴木主査 だから、内部で叱る、公務員法に基づいて叱るという規律と、契約上の債務不履行ということで叱るのとは違いはないではないですかということを行っているのです。

だから、ペナルティーならば、内部だったら譴責だとかいろいろあるでしょう。減給だってあるでしょう。契約だったら契約によって、解約、損害賠償、違約金の支払いという形で担保されるのではありませんか。

それともう一つ、強制権限を。

安念専門委員 ですから、強制権限は、先ほど福井委員がおっしゃったとおりで、それは法令によって与えればいいだけの話です。それから、そもそもその前提として、社会福祉法人で検査というか監査に入って、嫌ですと本当に言うところがどれだけありますか。これは、暴力団の事務所に警察が踏み込むのとは大分違いますよ。しかも、これは信用の商売だから、ここでは嫌だと言いましたと、それは公表されただけだって非常に大きなダメージですね。そんなに強制権限云々というのが大切な問題だと思いませんか。

棕野総務課長 実際に使うかどうかは別にして、強制権限があることによって検査なり、書類を見せてもらうことが円滑にいとていとて考えております。

福井専門委員 強制権限あるから言うこと聞くんですか、実態は補助金出しているから言うことを聞くんじゃないですか。

棕野総務課長 。補助金の方は、また別の条項に基づいて監査しています。いま、議論している監査は補助金に関する監査ではありません。

福井専門委員 しかし、もし検査に行くと、いや立ち入られては困りますというところに対しても補助金を出し続けますか。実際問題として。

椋野総務課長 それは別の話ですね。

福井専門委員 別じゃない。管理・監督の一環だから。要するに、経理状況とかを検査されるのが嫌だ、あるいは、立ち入られるのが嫌だということに公金投入していいと思いますか。

椋野総務課長 いいかどうかと問われれば、いいと思わないとのお返事はしませんが、社会福祉法人の監査の話と補助金の適正執行のための監査は別の監査です。補助金が出ていない社会福祉法人もありますし、補助金に基づく監査というのは別の条項でありますから。

福井専門委員 あるかもしれませんが、実態上補助金が配布ないしは給付されていることと、こういう監督行政というのは密接な連動を持っていることは間違いないわけですから、強制権があるから言うことを聞いてもらっているんだという認識は、かなりずれていると思います。

椋野総務課長 そこはもう認識の違いですね。

安念専門委員 いや、金がなければ運営できないんですから、金を切られるということになれば言うことを聞きますよ。それは当たり前の話でしょう。なぜ暴力団が逆らうかと言ったら、警察から金もらってないからですよ。

鈴木主査 そんな下品な話はやめにして上品にいくと、例えば、強制権限云々の問題というのは、さっきから言っているように御心配にならなくてもいい、それは立法的に強制権限が必要だったら、そういう手当をすればいい話ですから、委託先が持てるような、ということだから、ほとんど御心配もないし、それからペーパーを見ますと、大きいものに対しては2年に1回ということで、実際にその法人の自主検査に任せているわけですね。ということだから、もうかなりの部分が民間開放されているということなのですね。それで、それをもって、いわゆる実地検査、つまり厚生労働省の有権検査とみなしているというのだから、それを少し範囲を広げていけばいいだけのことで、そういうことでしよう。

だから、もういいところにお互いの線は来ておるわけですから、全般的にそういう方向で開放していくということ。そして、あなたの御心配になった幾つかの点というのは、サティスファイされるのだからという理解で、今後の話は進めさせていただきたいと思うのですが。

椋野総務課長 外部監査を入れているところで、問題がなければ実施監査を省略しています。それから、そういう外部監査を取り入れるところが増えていくということについては、何ら問題ないし、それはいいことだと思います。

ただ、外部監査をして、法人がうまく運営されて問題がないから監査を引くということと、今やっている監査を民間にお願いするというのは、違うのではないかと考えています。おっしゃっているような外部監査が普及することによって、結果として監査が行かなくて済む、問題なく法人が運営されているということであればよいですね。

鈴木主査 勿論、厳密には違います。法規が信用できるというものと違いますけれども、今、言った業務の性格から言ったら、今、厚生労働省でやっておる監査というのを、しかるべき信用のおける主体に対して契約上お願いして、委託契約を結んでやってもらうという方向性をプラスに考えてやっていってくださいということなんですね。

それに伴って、御心配とおっしゃっていることは、さっきからのディスカッションで消え去りませんか。

椋野総務課長 非効率になるだろうと思っている点は解消されていません。

白石委員 公務員の業務の全体像として効率性を追及という中でおやりになっているのであれば、この部分だけを切り出して二度手間にチェックをかけていくことが非効率だということは言えると思うんですが、なぜか部分的に取り出して、ここのみの効率性を追及されている主張をしているような気がするんです。

この部分だけを切り出して、二度手間になることだけが非効率であると。これが前面に出ているような気がするんですが、すべての業務において効率性って追及されているんでしょうか。

椋野総務課長 追及すべきものだと思います。

福井専門委員 民間に行けば、委託契約を切られるかもしれないという一種の競争原理で、業務改善とか、効率化とか、あるいは価格低下とか、メリットがあるんです。それよりも、おっしゃるような意味での、いや処分と絶対セットでやらなければ効率的じゃないんだという意味での効率性とでは、なぜ後者の方が効果が大きいと言えるのか。具体的根拠はなんですか。

椋野総務課長 小さい法人に行って監査するときは、その経理も見ますし、運営も見ますし、それから今までの状況に応じて、そのときにいろんなアドバイスもします。それから、それを聞いてもらえる背景というのは、最終的には行政処分をするという権限に裏付けられています。それを経理のところは公認会計士で、法律のところは弁護士となると非効率ではないでしょうか。

福井専門委員 違います。我々が言っているのは、包括的に民間に検査を委託したときに、民業なるがゆえに競争原理が働いて業務が効率化されて、コストも安くなるという部分がある。その部分よりもおっしゃるような意味での、何が何でも公務員がセットでやらなければ効率的ではないんだという意味での効率性と、大小比較をしてくださいということです。何で前者よりも後者の方が大きいんですかということをお聞きしているんです。

そこが証明できないのに、とにかくこっちの方が効率的だというのは、全然実証になっていないですね。

椋野総務課長 一般論としておっしゃるような分野はあるのでしょうか。

福井専門委員 一般論じゃなくて、いいですか、ここはこういうことはないとは思いますが、あるとおっしゃるんだったら証明してくださいということですよ。

要するに、本当にこれが非効率なんだったら、逆に言えば民業になったことに伴う効率

のアップ分よりもこっちの非効率の方が大きいとおっしゃっているわけだから、だったらその具体的な論拠を教えてくださいということです。そこが議論の出発点です。抽象論の一般論で議論しても仕方ないので、具体的にそこは証明していただきたいと思います。

椋野総務課長 具体的というのは、先ほどから申し上げているとおりに。

福井専門委員 全然検討もしていないじゃないですか。民業になってどれくらい効率化するかということ、シミュレーションもしておられないんでしょう。そこも含めて勘案していただかないと、一方的に都合のいいところだけ取り出して、いやこういうふう具合が悪いとおっしゃっても全然議論がかみ合いません。他省庁もこの分野を、朝からお聞きしていますけれども、そんな答え方をされているところ、ほかにはどこにもないのです。具体的に御検討をお願いします。

白石委員 それは宿題ということでよろしいでしょうか。時間が1件のヒアリングについて恐縮ですが30分ですので、積み残しの課題については追って御検討いただいて、追加資料を出していただく。更に必要があれば再ヒアリングという形を取らせていただいておりますので、主査、いかがでしょうか。

鈴木主査 結構です。

椋野総務課長 今おっしゃっているような、数字でシミュレーションをしろと言われても、それはなかなか宿題にされても出にくいかなと思っておりますが、もう少し非効率がわかっただけのような説明のしづりがあるかどうかは、検討させていただきます。

福井専門委員 比較していただかないと困ります。基本的には、これは民でできるものは民にやっていただくというのが出発点です。できないなら証明していただくということが大前提だと思います。

椋野総務課長 強制権限のところはできないと申し上げています。

福井専門委員 強制権限ができないとは、さっきから何を聞いておられるんですか。できると言っているじゃないですか。法律論を勉強してから言ってください。

椋野総務課長 そういう全体の仕組みを貴会議なり、内閣府なりでおつくりになるんだっただすけれども。

福井専門委員 それも含めて御検討くださいというのが、この会議での御省と私どもとの交渉事項です。

椋野総務課長 私どもは、社会福祉法人の監査については、民間に強制権限も含めてやるのが適当だとは思っておりません。

福井専門委員 理由がなんですかということです。適当でないという結論だけ連呼するんだっただら、公務員じゃなくてもできますよ。

椋野総務課長 そこは、さっき鈴木主査も処分命令を出すのは行政であるのは当然であるとおっしゃって、そこは民間委託しないとして切り分けて、検査の部分のみ民間委託できないかというお話だったので。

福井専門委員 違います。処分は切り分けてもいい、だけど、事実行為としての立ち入

りとか検査というのは、他に立法例もある。それを前提にして議論してください。

白石委員 御参考までに、先ほど検疫手続のヒアリングをさせていただいたんですが、検疫担当の方は、民間委託をする際に、例えば、みなし公務員規定を付与するとか、何らかの担保措置を置く明確な基準を置いた上であれば、更に委託する事業者が継続性、安定性の高さを確保できる主体であれば、できるかもしれないという条件付きで検討ということをお帰りになったんですね。

今日、恐縮なんですがお出しいただいた資料の中では、このメンバーが納得できるような根拠とか材料というのはなかったと思います。今の意見交換でおわかりいただけるように、私どもはまだ納得しておりません。ですから、これについて今日お願いした点について、データがなければそちらがお考えになる非効率の根拠というものをもう少し詳細にお出しいただいて、もし民間委託できるのであれば、それはそちらの御主張と違うと思えますけれども、できるのであればどういう条件を付与すればできるのかということまでお示しをいただければ非常にありがたいと思います。

鈴木主査 結局、終わったのだからあれだけでも、強制権限が一番気になるのですか。

棕野総務課長 そうですね。

鈴木主査 その強制権限の法律は、あなたがおつくりになる限りではないとおっしゃっているんですね。

棕野総務課長 罰則があるもので、みなし公務員はなかなか難しいとは聞いております。法務省との調整などがですね。

鈴木主査 それはある程度、我々もそういう民間委託を進める側の方で、そういうときの強制力の行使という問題については、総合的に考えるのが、我々の方の仕事でもあります。現実問題どういう法律をつくるかというのは、これから議論しますけれども、余りそのところを御心配なさないでいただきたいと思います。

棕野総務課長 あとはそこまでして効率かどうかという、さっきの話に戻りますからね。

鈴木主査 あなたのところだけじゃないのだから、行政権限を与えることが必要な場合にどうするかというのは、おたくだけではないのですからね。この民間移管に伴っての措置として、ということです。決して、そんなに頭を悩ませられるほどのことではありませんから。

棕野総務課長 役人同士今までやっている限りでは、かなり難しいかなとは思っています。もう繰り返しになりますけれども、そこまでしてやるのが効率的かどうかというのを私どもは疑問に持っている。そこはまた次回にでも。

白石委員 それでは、どうもありがとうございました。

(厚生労働省社会・援護局関係者退室)

(厚生労働省医薬食品局関係者入室)

白石委員 大変長らくお待たせいたしました。続きまして「家庭用品監視」のヒアリングに入らせていただきたいと思います。

まず、この家庭用品監視の仕組みについて概略を御説明いただいた後で、当方から投げかけさせていただいている御質問に対する御回答を、合わせて10分以内でお答えいただきます。

成田化学物質安全対策室長 厚生労働省の化学物質安全対策室でございます。それでは、家庭用品監視の中身について、御説明させていただきたいと思っております。

1ページ目でございますが、家庭用品監視と言いますのは、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律4条に基づく基準を逸脱する家庭用品や健康被害の原因となった物質を含む家庭用品につきまして、当該家庭用品の製造、輸入もしくは販売の事業を行うものに対し、家庭用品衛生監視員が必要な報告、徴収、あるいは立入検査、収去を実施することにより、必要な行政措置を行う業務でございます。

端的に言いますと、法に基づいて基準が設定された家庭用品についての基準逸脱の有無を監視していくこと。それから、健康被害、基準が設定されていない家庭用品でありまして、健康被害、あるいは苦情等はございますので、それに対応するという2つの業務であります。

続きまして、御質問につきまして、この資料に沿いまして、御説明させていただきたいと思っております。

「法施行にあたってばらつきが生じないように、どのような対応をしているか。あるいは、ルール化、マニュアル化等により、監視業務のスキームに民間事業者を乗せることは可能ではないか」という御質問かと思っております。

先ほど申し上げましたように、家庭用品監視は、法に基づく基準の逸脱について、あるいは健康被害の原因となった物質を含む家庭用品につきまして、製造輸入業者、販売業者に対して、報告あるいは立入検査、収去、回収等の行政措置を行うものでございます。基準が定められた家庭用品の監視につきましては、家庭用品監視指導要領を定めているところでございます。監視指導に当たりましては、家庭用品及び製造輸入販売の状況が多種多様であります。そういうことで、基準の逸脱の程度、あるいは健康被害の状況などを総合的に勘案し、指導を行う必要があることから、機械的な業務とは言えず、ルール化、マニュアル化が困難と考えております。

また、法第4条に定める基準を設定していない家庭用品につきましても、当該家庭用品中の物質により健康被害が生じたと考えられ、あるいは当該健康被害を発生させるおそれがある物質が含まれている疑いがある場合には、回収等の措置をすることができるということとされておりまして、この場合も家庭用品、化学物質が多種多様になり、定型的な業務とはなり得ないと考えております。

次に、2ページ目でございますけれども、「一体となった」という意味は、検査結果により明らかとなった基準逸脱の程度、状況、それから、健康被害の原因と推定される物質の内容、あるいは、含有量などの情報に基づき、その後の回収命令等の措置を考えるとということですから、それらが重要な材料となるということによって一体というふうに回答させてい

ただいたところでございます。

続きまして、3ページ目の健康被害拡大防止の観点からの措置を迅速に行う必要性和民間に開放できないこととの関係でございます。家庭用品は、一般的に流通は全国規模にわたり、違反製品が出た場合、その自治体で製造されている場合もございますし、ほかの自治体で販売されている場合もございます。

そういうことで、関係自治体が連携して対応することが必須でございます。そのため、民間ではこのような体制を確保することは難しいのではないかと考えております。

また、監視指導に当たりますは、中立、公平性ということが求められているわけでございますけれども、家庭用品につきましては、本当に多種多様でございます。製造・輸入・流通など多くの関係者もございます。これらの関係者から独立した民間組織をつくるというのは、難しいのではないかと考えております。

続きまして、4ページ目でございます。家庭用品衛生監視員の資格要件について、経験年数等の個別要件を各自治体において付加しているかどうかにつきましては、把握してございません。

でございますが、家庭用品衛生監視員の多くは、食品衛生監視員、薬事監視員を兼務しており、監視業務一般に関する知識経験を有していると考えています。更に家庭用品衛生監視員としての教育・訓練については、各自治体において必要に応じて実施されているというふうに承知しているところでございます。

5ページ目でございます。、養成施設については、現在、指定されておられません。所定の過程についても定められておられません。従いまして、この規定によって衛生監視員が指定されたことは現在のところございません。

続きまして、6ページでございます。法第7条におきまして、厚生労働大臣または都道府県知事は、その職員のうちからあらかじめ指定する者に、立入検査、収去等行わせることができると規定されております。

家庭用品の監視業務が、多種多様な家庭用品の製造・輸入、販売の状況と当該家庭用品による健康被害発生に関する状況の把握、被害発生拡大の予測などを総合的に勘案して、行政指導の内容や指導の緊急性を判断した上で実施されるということになりますので、行政判断ということになります。

また、当該行政指導は、事業者の経済活動を公的権力によって阻害する面も合わせ持ちますので、権限を有する行政庁の職員にその任務を行わせることが必要だと考えております。

以上、いただいた御質問は、このように考えております。

白石委員 ありがとうございます。それでは、質疑に入らせていただきます。

安念専門委員 家庭用品というのは、全くの素人で教えていただきたいんですが、例えば、こういうもの（机上のペンを示す。）もみんな家庭用品なんでございますか。

成田化学物質安全対策室長 はい。

安念専門委員 コップはどうか。

成田化学物質安全対策室長 コップは食品衛生法の規定になります。

白石委員 何種類ぐらいあるんですか。

安念専門委員 それは無数にとしか言いようがないんでしょうね。

成田化学物質安全対策室長 はい。

安念専門委員 さて、それでお教をいただいた調査票によると、従事者が3,000人余り、しかも対象はもうほとんど無数、ですから、非常に間口のでかい仕事になるわけですが、それであって、ルール化やマニュアル化が難しいとおっしゃるんだけれども、ルールやマニュアルがなくて、どうやって仕事をするんですか。これだけ大規模な仕事を。

成田化学物質安全対策室長 基本的に、現在、基準の定められた化学物質としては、20物質を指定しております。対象の製品は、数え方が難しいが、繊維製品とか洗浄剤とかいろいろなものがございます。当然ながら基準が定められたものにつきましては、その趣旨、測定法については示させていただいております。しかしながら、実際の監視業務に当たりますと、例えば、難しい例を挙げさせていただきますと、こういう衣類の場合、一番問題になりますのが、ホルムアルデヒドの問題でございます。例えば、その製品でホルムアルデヒドが基準以上検出された場合に、それが製造段階からもともと高かったのか、流通段階で高くなってきたのか、そこをまず把握する必要がございますし、測定したときに、例えば、下着なんかは皮膚に接触しますから、製品全体が基準を超えているのか、そういうところもいろいろ見ながらやらなければいけない。

また、その製品だけなのか、その販売店全体に広がっているのか、つまり製造段階では出なかったんだけれども、販売所の管理状況が悪かったからなのか、そういうところを考えなければいけないだろうと思います。こういった点の具体的な判断は監視員が実施しているというのが現状です。

安念専門委員 そうだと思うんです。大変なお仕事だと思うんですが、私どもの知りたいのは、大変なお仕事であるがゆえに、そこで求められているのは専門的な知識、経験の有無なのであって、公務員というポジションではないということは、もうまさに今のお答えから非常にはっきりしたのではないかと思います。

野村室長補佐 補足をさせていただきます。家庭用品衛生監視員について、一定の専門性を有するものということでいくつか要件がございます。要件の一つには、食品衛生法に定める食品衛生監視員、それから薬事法に定める薬事衛生監視員の中から選べると。それ以外につきましては、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師であるとか、あるいは学校教育法等で専門の課程を修めた者ということになっておりますので、行政職員の中でも非常に専門性の高い人間が担当させていただいているということになっております。

福井専門委員 今の御説明は、公務員でないといけないということとは何の関係もないお話ではないですか。聞かれたことに答えください。わかっていますから、おっしゃる専門性が高いというのは、専門性じゃなくて、公務員という身分を保持していなければなら

ぬ必然性が論点です。

野村室長補佐 それにつきましては、最後の御質問でお答えした部分でございます、監視につきましては、併せて事業者のところに立ち入りをしますので、指導ということもしております。監視指導ということで、一般的に1つの言葉で出ておりますけれども、そこで発見をした違反の状況などに応じて、その場で業者を指導するということもございませぬので、こういった点につきましては、先ほど御説明をしたとおり、行政庁の職員が実施することが必要であるというふうに考えております。

福井専門委員 何で立ち入りとか指導が行政職員、ないしは公務員でないといけないんですか。そんな規定がどこにありますか、日本の国法秩序の中に。

成田化学物質安全対策室長 現行法では行政庁でということになっておりまして・・・

福井専門委員 現行法の議論をしたら、何も変わらないことになるわけです。ここは立法論を議論している場です。

成田化学物質安全対策室長 先ほど申しましたように、監視指導業務というのは、立ち入って調査をし、指導及び処分する。処分するかどうかは別にしまして、そういうところで一貫して監視指導を行うということであって、もし違反が発見された場合にはネットワークを使って現状を確認する。あるいは、危機管理で本当に問題の品目が出れば全国的にやるとか、そういう体制を保持しておく必要があるかと思っております、それに関しましては、公務員が実施すると。先ほども言いましたように、多種多様の製品が対象になりますので、それを関係中立的、公正的にできるというのは公務員だろうというふうに考えております。

福井専門委員 国、都道府県、市、特別区で、具体的にどういうネットワークがあるんですか。ネットワークがあるとおっしゃったのは、今はあるわけでしょう。

成田化学物質安全対策室長 当然ながら、先ほど御説明しました監視指導要領の中には、これは一般的な監視の流れのルールを示したものでございますので・・・

福井専門委員 市や区まで含めて、これだけの数の自治体が関わっていて何とかなっているんだったら、民間がそこに加わって、民間だけはそのネットワークからちゃんとした情報が得られないということにはならないじゃないですか。

公務員のみでしかネットワークが組めないという御主張ですよ、おっしゃっていることは。そんなことがあり得ますか。

成田化学物質安全対策室長 今、家庭用品の基準がございませぬけれども、違反というのは、数はそんなに多くはございませぬ。指導も実施しているかと思いますが、そういう意味であらかじめ全部委託するというのは効率的ではないと思います。

福井専門委員 何で効率的ではないんですか。民間がやるということは、基本的に民業ですから、例えば、うまく検査や指導ができなかったら市場から退出しないといけないかもしれない。場合によったら損害賠償を請求されるかもしれない。公務員よりも常に緊張感にさらされるのです。よくわかりませぬけれども、検査員の方が検査ミスしたときに、

懲戒免職になったとか、分限処分をくらったとか、そういう方がいるんだったら、その辺も教えていただきたい。めったにいらっしやらないんじゃないでしょうか。そういうことも含めて、業務改善がなされるかもしれない要素と、おっしやるような一体的にやるということのメリットとを比較衡量して議論しないと、一方的に都合のいいところだけ言い立てても、民業がだめだということにはならない。

安念専門委員 先ほどのネットワークの件ですが、恐らく一体とか連携とおっしやるのは、リアルタイムで迅速に素早く情報が伝わるということだと思います。こういうことがある、こういう危ない物質がある、あるいは製品があるということがぱっと広がらなければ意味がない話ですね。そういうのを瞬時に、医家の間言えば、副作用とか抗がん剤の使用というのは、公的なもの、私的なもの、いろんなネットがございますが、それはどういうネットワーク。何かクローズドサーキットのネットワークを構築していらっしやるんですか。

野村室長補佐 実際には、ネットワークシステムが構築されているということではございませんが、当然私ども、あるいは各都道府県とも、どこの都道府県のどの人間が担当しているのかということは、きちんと把握ができる体制になっておりますので、また先ほど申し上げましたように、違反の状況であるとか、あるいは指導の対象となってくる自治体が、そのケースによって異なることがありますので、必ずしも一律に流すということではなくて、必要な自治体に対してお互いに連絡を取り合いながら、そのときどきにに応じて担当する自治体の間での連絡が取られながら実施をしているという形になっております。

福井専門委員 そんなマニュアル化もしていないというのは、ものすごくいいかげんな運用だと思うんです。ある危険なものを発見されて、それについてどこが必要だと、だれが、どうやって判断するんですか。どうして一斉に流さないんですか。あるいは、何でクローズドサーキットで流さないといけないんですか。仮に流すにしても。例えば厚生労働省のホームページで一斉公開して、全国民に注意を呼びかけるべきじゃないですか。今やっていること自体がネットワーク以前の問題として、極めて不真面目な行政をやっておられるということではないですか。

成田化学物質安全対策室長 先ほど申しましたように、例えば、その原因がどこなのかというのを、お互いに連絡を取って調べる必要があるわけですね。その販売店のほんの一部だけなのか、あるいは製品全体なのか、あるいは製造段階なのか、その製造段階が別な自治体にあれば、そこに行って調べてくださいと。製造工程を見てくださいということ調べてから、それは当然問題があれば公表することになると思いますし、それはそういう体制でやっていると思います。

白石委員 多分、薬害なんかの問題と同じように、こういうものを公的なところが囲い込むことによって情報発信が遅れると思うんです。健康被害がぱっと出たときに、こういうものを委託されている民間事業者であったら、まず被害を拡大させないことが真っ先に考えられると思うんです。こういうところで、こんな被害があって、例えば、これはこう

いう原因に起因しているかもしれないけれども、まず情報の第一報を流すと。それをやりながら、原因究明とか分析をしていくと思うんです。今お話になっていることをずっと一連の話題を聞いていると、すごくクローズドサーキットの中で囲い込みをされようとする。必要な情報が下々まで下りて行かない。だから、よけいこういうものが複雑怪奇になっているような気がするんです。

もう一点、今日お示しいただいた書類の中で、把握してないとか承知しているとか、例えば、家庭用品衛生監視員としての教育訓練については、自治体において必要に応じて実施されていると承知していると。どうして今日の段階までこういうことについて具体例として挙げてらっしゃらないのでしょうか。こういう訓練が実施されているから、国がこういうものを所管して、公的なところでやることに意義があるんだという理由が明確に示されるような根拠があれば、それを下に議論ができると思うんですけれども、把握してない、承知してないというのが、ずっと散見されるんです。非常に努力不足の書類と言わざるを得ないと思います。

福井専門委員 聞けばすぐわかるじゃないですか。自治体の例なんて。そういうこともやっていないで、要するに、現場の実態を把握しようともされないで、いやできませんというような政策判断がまかり通ると思われたら大間違いです。

成田化学物質安全対策室長 教育訓練については、自治体レベルによって内容については差がございます。

福井専門委員 これは1つも聞いていないんですか。

成田化学物質安全対策室長 聞いております。

福井専門委員 では、それを教えてください。

野村室長補佐 実際に幾つか都道府県の代表的なところにこの機会に問い合わせせておまして、先ほど申し上げたように、幾かの衛生監視員を兼務している場合が多いということがございますので、まずは衛生監視員、食品、家庭用品も含めた形ですけれども、そういったものになるときに、対象となる監視業務一般、家庭用品も含めて研修が行われると聞いております。

福井専門委員 どういう研修ですか。

野村室長補佐 これは、業務の説明というものを担当者を集めて実施しております。

福井専門委員 時間割りとか講師とか、いかなる意味でこの家庭用品衛生監視の専門性を担保しているのかが、具体的にわかるような自治体の研修カリキュラムなり、講師一覧なり、研修日数なり、詳細なものを少なくとも5つ以上取り寄せて至急お知らせいただけませんか。

白石委員 それと、食品衛生監視員、薬事監視員で、そして以下、医師、歯科医師、こうした職能別の組合みたいところが、うまく情報をやり取りして、貴重な情報を共有しているとは思えないんですけれども、研修というのは、この縦割りの制度に基づいて行われているわけですか、全体を集めてやっておられるわけですか。

野村室長補佐 全体を集めてやっていると聞いております。。

白石委員 それを司っているところはどこなんですか、研修の主体は。

野村室長補佐 これは、担当する部署が実施しているということを聞いております。

それから、今、縦割りというお話がございましたけれども、実際にはそれぞれの職能が独立をしてやっているわけではなくて、家庭用品監視員ということであれば一体となって業務も動いておりますし、研修についても同じ内容を受けているということです

白石委員 一体となっておやりになっているんですが、所掌範囲がすごく大きくなって、取り扱わなければいけない品目も多くなっているんですが、どう一体化できるんでしょうか。

成田化学物質安全対策室長 実際に、都道府県の監視業務というのは、365日、1年間、全部専従で家庭用品衛生監視をやっているというふうには聞いておりません。先ほど申し上げましたように兼務でございますので、通常ですと一定の期間は家庭用品でこの品目をやりましょうとか、そういう割当てをやっているというふう聞いておまして、そういう意味ではほかの監視業務と連携を取って、自治体の計画の中でやっていただいていると思っております。

安念専門委員 伺っていると、この分野はどうやら民間開放に極めて適している。なぜかということ、全国に流通するというのに、どういう研修体制になっているのかを、全国を把握していらっしやらない。

次に、リスク情報については、瞬時に全国に流れなければいけない。私は、すぐにオープンにすべきだとは思いません。なぜかということ、だれの責任かわからないんだから。しかし、これに携わっている人は瞬時にクローズドサーキットで情報が流れるようなネットワークがなければいけないのは、これは当たり前話なんです。それができてないとおっしゃるんだから、民間参入があっても、今のサービスのレベルを割り込むことは、到底考えられないでしょう。

福井専門委員 これほどひどい水準のサービスを民間が提供するということは、想定すらできないですね。

野村室長補佐 情報提供に関しまして、システムがないから時間がかかるという形には、現状ではなっておりませんで、現代では通信手段が非常に発達しているわけですから、データベースシステムそのものがなくても、きちんと連携の中で情報が担保されていれば
・・・

福井専門委員 ちょっと待ってください。では、今、所管部局の中に、例えば、厚生労働省からこういうところに送るためのメーリングネットとか、あるいは一斉送信のソフトとかを組み込んでおられるんですか。

野村室長補佐 ソフトはございませんけれども、各担当が・・・

福井専門委員 一個一個手入力で、これを何百もやるんですか。そんなことが何で迅速なネットワークないし、迅速な情報提供ということと両立すると思われませんか。

白石委員 何か情報提供が一齐にできて、効果を発したような事例があったら、具体的にこんなことができているということを教えていただければ、非常にわかりやすいと思います。

福井専門委員 定型化が困難な理由で、多種多様とやたら使われるんですけども、化学物質が多種多様だから定型的な業務とならないなどという主張は全く理解できませんね。化学物質の一個一個を取れば、何が危険かというのはわかっているという前提でしょう。多種多様かどうかと、ある化学物質についてこういう範囲で含まれていたら危ないのかという判断とは何の関係もない。

それから、販売状況が多種多様、だから困難だ。これもわけがわかりませんね。無茶苦茶もほどほどにさせていただきたいと思います。販売状況が多種多様であったら、どうしてルール化できないんですか。

成田化学物質安全対策室長 例えば、先ほど申し上げたようにその違反があったときに、それは確かにそのものは違反になるかもしれないけれども、その原因を追及しなければ意味がないわけですので、そこをちゃんとやらなければいけないということを申し上げたわけでありませう。

福井専門委員 原因追及しなさいというだけのことですね。公務員がやっても、民間がやっても、原因追及なんか、製造・流通・販売、どこかのルートにあるに決まっているわけだから、それを探るといふことの一体どこがルール化やマニュアル化になじまないんですか。でたらめもいいかげんにしていただきたい。

白石委員 例えば、だれかの小さい赤ちゃんがいらっしゃって、何かおもちゃを買ったと。それでアレルギー症状が出てしまった。これに化学物質が含まれているかもしれない。これは非常にはやりのおもちゃでたくさん流通しているんだといったときに、一番国民が知りたい情報は、このおもちゃがちょっと危ないかもしれないということで取り扱いに注意してくださいという第一報だと思うんです。今の仕組みの中で、それができているのかどうか。さっき具体的な項目をと申し上げましたけれども、何か成功事例があって、こういうことで食い止められたというものがあれば、是非それを教えていただきたいと思います。

成田化学物質安全対策室長 家庭用品による健康被害に関して苦情等の申し立てがあった場合、その真偽及び原因の解明に関して、まずはお医者さんの診断があり、それに併せて本当に蓋然性があるのかということ調べていくということになるかと思ひます。

福井専門委員 健康被害の蓋然性があるかどうかというのは、化学技術的判断でしょう。公務員の権力的判断ではなくて、まさに専門的知見に基づく判断です。公務員でなければならぬとおっしゃるが、今のような判断が公務員でなければならぬという命題とは、何の関係もないじゃないですか。

成田化学物質安全対策室長 だから、専門的知識に基づいて、それが最後の行政処置までも一貫して行う必要があるだろうということですよ。

福井専門委員 何ですか。

成田化学物質安全対策室長 行政処分ですね。検査から始まって。

福井専門委員 何でセットでやらないといけないんですか。危険で流通させてはならないとなったら、流通の禁止命令を出せばいいし、製造段階だったら製造の禁止命令を出せばいいし、危険かどうかの閾値を超えるかどうかの専門的な判断があれば、あとは行政にとってみれば羈束された行為ですよ。それは肅々と厚生労働省なり都道府県がやればいい。それだけのことですよ。一体でないといけないなんて、無茶苦茶な詭弁じゃないですか。むしろ専門判断のところは民間の方にはるかに知見があるし、さっきからお聞きしていると、ネットワークすら全くできていなくて、どういうときに、どういう前提で全国に流布するかのマニュアルもない。都道府県の研修状況も把握しておられない。こんな無茶苦茶な行政よりひどいことをやる民間事業者がいるとは到底信じられませんか。

野村室長補佐 一体となったところについて、少し補足をさせていただきたいと思います。時間的な迅速性の他に、実際に立入検査をしたり、あるいは収去をした状況に関する情報を、十全に活用して処分の内容を判断するという、それを非常に短い時間の中でやっていくということを考えると、先ほど申し上げたように、そのところを分離するのは効率的ではないのではないかと・・・

福井専門委員 どうしてですか。公務員がやらねばならぬということの説明には、全然なっていないですね。迅速に情報提供して、ちゃんと専門的知見に基づいて処分がやりやすいように整理、分析してもらえばいい。更に言えば、事実行為としての立ち入りとか、あるいは調査とか、こういう部分については民間がやっている立法例は幾らでもありますから、そういう部分については民間で現場に任せたっていい、最後の処分権限だけは当然その役所に留保しておくというのは、余りにも当たり前の前提ですから。けど、ほとんどの部分は、民間がやった方がうまくいきますね。

白石委員 例えば、新しい化学物質なんか、どんどん出てきて、それに対応しなければいけないときに、もし民間がやればタスクフォース的にある研究機関と組んだりとか、そのときどきに必要な人材を投入できると思うんです。それが、今の仕組みの中でなっているのでしょうか。

野村室長補佐 新しい化学物質の評価ということになりますと、ちょっとお話がまた別の方に行くかと思いますが、そういったことについては研修の中で対応している部分もあるかと思われれます。

福井専門委員 それを教えてもらえますか。研修のどの科目で、どういうふうに新しい化学物質のことを教えているか、例を教えてください。

成田化学物質安全対策室長 化学物質一般になりますと、別の化審法という法律もございまして、そちらでの対応となるかと思えます。

あと、また化学物質健康被害の因果関係を判断するというのは、非常に難しいところなんです。先ほど健康被害というふうに申し上げましたけれども、多くの場合はその原因が

ホルムアルデヒドでございます。それで、調べていくとやはりホルムアルデヒドだったというのが、大部分だと思っております。それ以外のものについて把握するというのは非常に難しいんですが、例えば、結果的に金属アレルギーであったとか、そういうことはいろいろあるかと思えます。

福井専門委員 おっしゃるような判断は、全部医学的、あるいは薬学的知見の問題でしょう。公務員という身分に伴ってそういうことがよくわかるなどということは、まさか想定してらっしゃらないでしょうから、そういう疫学的、医学的、薬学的な知識で、何が因果関係の因にあるらしいということ判断するところは、まさに民間のこうした分野の専門家にとってみれば、一番得意な領域です。

おっしゃることを総合すると、こんなことを役人が独占しているということに、全く理由がないということが極めて明確にわかりました。今日いろいろお話をお聞きしましたが、これほど明白にわかったものはほかにはないように思います。

白石委員 お時間もそろそろ 10 分程度オーバーしておりますので、鈴木主査、何かございますか。

鈴木主査 結構です。

白石委員 よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。結構でございます。

(厚生労働省医薬食品局関係者退室)

(厚生労働省医政局関係者入室)

白石委員 大変お待たせしました。前のヒアリングが延びまして、非常に長時間かかってしまいました。

それでは、医療法第 25 条に基づく立入検査に関するヒアリングに入らせていただきたいと思えます。

まず、立入検査の概略を御説明いただいて、次にこちら側が投げかけさせていただいております質問について御回答を 7 ~ 8 分程度で御説明をいただければと思えます。

今村参事官 それでは、私、医政局指導課の医療監視等対策室長をしております今村でございます。

山下補佐、それから専門官の中嶋でございます。よろしく願い申し上げます。

まず、調査票に沿って御説明申し上げたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

調査票の「 1 . 名称 」それから「 2 . 根拠法令 」は記述のとおりでございます。

「 3 . 実施主体 」は記述のとおりでございますが、12 年度から機関委任事務といたしまして、自治事務というふうになっております。

「 4 . 従事者数 」でございますが、医療監視員として、国は 9 名、うち 5 名は併任となっております。都道府県等は、15 年 4 月現在で約一万名を発令しているところでございます。

次に「５．予算額」でございますが、16年度で厚生本省の方は133万1,000円という金額でございますが、旅費とか、印刷製本費の類でございます。

「６．事業の内容」でございますが、記述のとおりでございますけれども、病院の管理状況、それから人員配置、構造設備等の検査というものをを行うものでございます。

次に、８番目でございますが、医療監視の民間開放につきまして、６点ほど見解を求められておりますので、資料に沿って御説明申し上げたいと思います。

開けていただきまして、１ページをごらんいただきたいと思います。

法の執行にばらつきが生じないように、省が取っている対応についてという御質問でございます。

厚生労働省といたしましては、地方自治法の第245条の規定によります技術的助言によりまして、県等に立入検査要綱を送付いたしまして、基本的な考え方を示しております。

県等におきまして、省が示した要綱を基本といたしまして、各自で検査要綱を策定して検査を実施しているというものでございます。

次に２ページをお開き願いたいと思います。

民間事業者に担ってもらうことについてどうなんだという御質問でございますけれども、ここに記載しておりますように、医療法第25条に基づきます立入検査につきましては、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するという国及び都道府県の責務を果たすために、設けられている権限であるというものが、まず前提でございます。

この権限を民間事業者に実施させることにつきましては、①、仮に適切な医療監視が行われず、患者や地域住民等の国民に被害が生じた場合、金銭的な損害賠償といった事後的な対応では取り返しがつかない性格のものでございまして、参入、撤退が自由な民間事業者では、十分責任を持った対応ができないのではないかということが考えられる。

次に②番目、この当該検査は、医療機関開設後の法的遵守の状況等を確認して、必要があれば行政指導や行政命令等を行うことによりまして、公衆衛生の保持を確保するということを目的としております。

例えば、感染症の拡大の防止など即時性を求められることがあり、また、マニュアルにのっとり対応だけではない、行政指導等の対応を必要とするものでございまして、委託関係では適切な対応が難しいのではないか。

更に③番目で、立入検査の結果必要に応じて行うこととなる行政指導、行政命令等を責任を持って判断して行うためには、自ら確認することが不可欠ではないかということ。

このようなことから、やはり国や都道府県等がこれまでどおり適切に対応する必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

次に３ページをお開き願いたいのでございますが、適正に行われているんですか、どういうチェックをされているんですかという御質問でございますけれども、自治事務といたしまして行われている立入検査につきましては、地方自治体ごとによりまして、自治体自らがその適正さを担保しているということでございます。

当然、検査結果につきましては、厚生労働省が報告を受けまして、状況把握をしております。必要に応じて助言や指導を実施しているということでございます。

次に4ページでございます。

個人情報の保護について、公務員が長けているという考えについてどう考えているんだというお話でございますが、この立入検査につきましては、個人の病気や疾病と国民が非常に気にするプライバシー情報なども対象になっておりまして、民間事業者にこれらが流れるというときに、国民全体が許容できるかという疑問を持っているということでございます。

次に5ページでございます。

ほかの例では、罰則について担保されている例もあるというふうに承知しているんだけど、どう思っているんだという御質問でございます。回答としては中ほどになりますけれども、単に民間事業者が、立入検査のみできるように措置をいたしまして、検査の実効性を担保するというだけでは、やはり意味がないのではないかとこのように考えているところでございます。

つまり、都道府県知事が開設許可、使用許可をした病院において、立入検査により違反行為があった場合、行政命令、そして罰則の適用という、いわゆる一体的な指導の実効性を確保するのが非常に難しいということでございます。

次に6ページでございます。

医療監視員を命ずるに当たって、相当の知識を有する者、また教育訓練についてどう考えているのかという御質問でございますけれども、医療監視員に任命されている者は、医師、保健師、薬剤師、診療放射線技師等医療関係職種が約七割を占めておりまして、それぞれ御承知のように国家資格を持った専門知識を有した者が中心となっております。

また、教育とか訓練につきましては、都道府県での実施、更には私どもにおいてもブロック単位で研修会等を実施しているというのが実情でございます。

最後に7ページでございますが、アウトソーシングをすることを制限している法令の有無について回答願いたいというものでございますが、医療法第25条及び第26条におきまして、医療機関への立入検査をする者については、都道府県等の職員の中から医療監視員として任命することが規定されております。

この背景は、国民に対し、適切な医療提供体制を確保する責務を有する都道府県が医療機関に対する立入検査、行政命令、そして罰則の適用という一体的な指導を行うという考え方から、これをもって規定されているというものでございます。

大変要約して御説明いたしまして申し訳ございません。以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、早速質疑に入らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

福井専門委員 お医者さんの場合の、個人医院にせよ、病院にせよ、医者とか看護婦とか薬剤師とかが、個人情報を知り得ますが、それについて漏えいはだめだという禁止規定

なり罰則はあるのでしょうか。

今村参事官 ドクター等については、当然のことながら守秘義務というのがございます。

福井専門委員 それは何法の何条ですか。

今村参事官 医師法でございます。

福井専門委員 あとは看護師とかですと。

今村参事官 保健師、助産師、看護師等の法律です。

福井専門委員 それぞれの個別法令でかかっているわけですね。

今村参事官 はい。

福井専門委員 ということは、民間病院なり個人の病院とかもあるわけですから、そこに従事している人が知り得た患者なりのプライバシーの保護は担保されていますね。それで公務員じゃなければ国民が納得しないというふうには、今、だれも考えていませんね。だったら立入検査だって同じことじゃないですか。何で直接秘密がばれる相手方は民間人であってもよくて、立入検査で間接的に知り得た話については公務員でないといけないのか。全くつじつまが合わないですね。

今村参事官 申し上げていいのかどうかということですが、やはり医療監視という事業が、仮に民間事業者となった場合に、やはり営利ということが出てくるのではないかと思います。

福井専門委員 個人開業医だって営利じゃないですか。

山下指導課長補佐 個人開業医は、非営利です。

福井専門委員 非営利の建前で個人の所得に乗っければいいんだから、それは営利と同じといえます。税法上だって営利法人じゃないですか。

今村参事官 ただ、何もなく、ゼロでこの事業ができるかということ、そこはそうはならないというふうに思うわけなんです。

福井専門委員 論点は守秘義務を課したとして、更に何か差が出ますかということ。課したら、まさに医者とか看護師とか薬剤師と全く同じじゃないですか。立入検査だけ特別だなんていうことはとても成り立ちませんね。これはちょっと放棄していただいた方がいいと思います。余りに無理な議論ですから。

一体的にやらないといけないから今のままだという趣旨を繰り返してお話しになられているんですが、一体というのは、要するに行政指導とか、あるいは行政命令なり罰則との一体性という御趣旨ですね。

そうすると、立入検査の概念をどこまで入れるのかという概念の立て方にもよると思うんですが、仮にこれが分かれて、例えば立入検査の結果、何か不当なことや違法なことを発見したという場合に、恐らくそれに基づいて、これは何法の何条に違反するとか、あるいはどういう指導が要するのか、指導で足りず処分や罰則が要するのかということを考えるわけですね。

しかし、やはり一番の前提になるところは、事実関係の把握と、事実関係に対する法的

評価です。とすれば、そこまでの部分を整理してもらえば、後はまさに政策判断で、この場合ですと、厚労省とか都道府県が事実認識と法の当てはめに基づいて決めればよいという分業だったら、別に一体感は何も損われないんじゃないでしょうか。

今村参事官 確かにおっしゃるような理論はあるかもしれませんが、先ほどから申し上げておりますように、立入検査のみを措置してやるということは、やはり行政命令とか、罰則とか分かれているわけでございますので、それだけで本当にできるんだろうかということがあるわけなんです。

福井専門委員 立入かどうかはともかくとして、一種の検査なり、調査なりという部分を現場での行政指導も含めて包括的に委託すれば、知事なり大臣の名義が法的に必要なものは、恐らく行政命令と罰則、例えば告訴をすとか、そういう場合だけです。

とすれば、むしろそういう非常に根幹的な公権力の行使の名義の部分は、責任を留保するという意味で、公務員ないしは行政組織に残しておかれても、むしろ現場での臨機応変な対応とか事実把握とか、あるいはまさに法令への当てはめのようなところであれば、それにふさわしい専門家は民間にもいっぱいいらっしゃるわけで、うまく切り分けて、しかも効率的にできるという余地は十分あると思います。

山下指導課長補佐 そこなんですけれども、であれば逆に言うと、例えば盗みをした人とか、人を殺した人を警察官が逮捕することについて、例えば捜査をする人と逮捕する権限を分けて考えたかどうかということと同じことを言われているような気がしまして、実際に強制権限として行政命令を我々が大臣命で出す際に、その証拠となる証拠を自分たちで調べずに、民間の方でやったものを丸々信用して、本当にそういう権限が我々としてできるのか。それはちょっとおそろしくてできないと思うんですけれども。

福井専門委員 では、警察と検察はどうですか。起訴するかどうかを決めるのは検察ですよ。前提となる犯罪捜査資料をつくって、起訴、不起訴の判断の情報を整理するのは警察ですよ。完全に分離した組織です。大臣も違う。何か支障が起きていますか。それとどう違いますか。

山下指導課長補佐 どちらも検察官も警察官も国家公務員、または都道府県の公務員。

福井専門委員 公務員同士だったら分けられて、公務員同士じゃなければ分けられないという話ですか。しかし、今のは分離そのものがいけないという話の例としておっしゃったじゃないですか。公務員同士ならいいんですか。それは議論がすり変わっていますね。

山下指導課長補佐 すみません、検察官は起訴、不起訴かもしれませんが、逮捕する、しないというのは捜査官で。

福井専門委員 逮捕は警察官しかできないんですか。

山下指導課長補佐 1つの例として、人を殺したことに対して捜査をして逮捕するという一連の。

福井専門委員 行政刑罰はどうなんですか、行政刑罰の場合には通常行政庁が告発をして、告発の結果データなり事実関係の調査に基づいて最終的に検察が出てくることもある

し、警察がすっ飛ばされることもあるし、要するに捜査機関と、起訴機関と行政刑罰の運用機関は違ってきますね。何か支障は起きていますか。

山下指導課長補佐 それは支障がないように綿密に検察官や警察官が連携を取っているんだろうと思うんですね。

福井専門委員 おっしゃるとおりです。だからこれも同じですよ。

山下指導課長補佐 我々も例えば都道府県が調べたものについて、国として行政命令を出すときには、当然都道府県と我々と同じ公務員の中で。

福井専門委員 いや、そこが連携取れていないと言っているのではなくて、要するにこれは一体的だとおっしゃるから、一体的でなくても、今のような例があるんだから、民間に一定の部分を切り分けた方が、むしろ民間で創意工夫をしてもらうことでより効率的に、安いサービスコストでいいサービスができるかもしれない。こういうことを申し上げているんです。

山下指導課長補佐 分離することと、その分離したことを民間に担うことと、全部ごっちゃにして今おっしゃられたんですけれども、切り分けて分離することと、そのよしあしと。その次に、ではどちらが担うのかということに分けて議論した方がいいと思いますので。

福井専門委員 いや、セットです。分離するということは、最終的な処分権限が大臣なり知事に残るということが、ここでの議論の前提です。

さらに、できるところは現地でのまさに行政指導とか、事実関係の把握とか、法的当てはめの部分について言えば、むしろそれにふさわしい人は公務員じゃなくても民間にいっぱいいらっしゃるという前提です。

そうであれば、切り分けた上で民にできる部分は民にまかせていただいて、残った部分に公務員は特化していただく。こういうことは全部パッケージです。

今村参事官 確かに、パッケージというようなお話を今いただいたんですけれども、その前におっしゃいました安いサービスでの提供と、コストというお話があったわけなんです。これは私が冒頭申し上げましたように、例えば国で言えば、130万という非常に安い予算、それのみで実施していると。地方によっても100万前後の旅費、それから印刷製本費等でやっているという実態がございますので、これを仮に民間事業者が引き継ぐとしたら、どの程度になるかと、その当たりが全く私どもには。

福井専門委員 それは全く比較対象がおかしい。人件費がかかっているわけですからね。給料もあるし、保険料もあるし、人件費でこれに費やしている分をちゃんと計上していただかなければ何の意味もない比較です。それが儉約できる分と民間でより効率化できる分と差し引きしなければいけないわけで、差し引きしてなお民間がやった方が非効率だというようなことは、我々は起こり得ないと思っておりますが、起こり得るのであれば、それを具体的に証明していただかないと困ります。

白石委員 いいでしょうか、ちょっと観点を変えて、2ページ目に例えば感染症の拡大

の防止など、即時性を求められる対応があると、これはよくわかるんです。

それと6ページ目の一番最後の行に、医療監視員研修会などを開催されて研修会に講師として参加ということが書いてあるんですが、こういう即時性が求められる情報というのは、どういう場で全国に散らばっている監視員の方に共有していただくんでしょうか。

今村参事官 例えば、院内感染とか発生いたしますと、すぐ都道府県もしくは市町村というところの医療監視員というのは現場に入って、まず対応をどうするかというのを考えなければいけないわけなんです。そういう意味で言っているわけです。

だから、仮に民間事業者がすぐそういう対応ができるかというところが違うんじゃないでしょうかねということをお願いしているわけです。

福井専門委員 何で公務員だと迅速にできて、民間にはできないんですか。

今村参事官 そこは、公務員であれば、それなりにそれぞれ総合部署で全部連携を取っています。

福井専門委員 公務員だから連携を取れるということは本当に言えますか、民間だって連携は取れますね。民間企業同士の支社間と、あるいは本社との連絡とかが公務員組織よりも非効率だという調査報告はないですよ。

今村参事官 そこは、民間がものすごく幅広く、いろんなふうに連携を取れる体制にあるのであれば、委員がおっしゃるようなことはあるかもしれませんが。

福井専門委員 そういうふうに仕組むんです。一番悪い形態を想定して、こんなにあらがあるじゃないかというのではなくて、おっしゃるような心配が一番ないように仕組んだときの仕組みで、なおかつワークしない場合があるんでしょうかという前提で議論をしませんか。

山下指導課長補佐 付け加えると、感染症なんですけれども、例えば感染症を帯びた方については、申し訳ないんですけれども、例えば他の方々に感染症というのは伝播することがありますから、強制的に対応しなければいけないことが当然あり得ます。その権限というのは、当然別の法律で公務員に付与されている権限なんです。

いわゆる人を強制的に別のところに行っていたかく、それも強制的に、行きたくないと言っても確実に行かせなければいけない。その権限は、やはり強制的な権限として。

福井専門委員 その権限は立入検査権限の中身なんですか。

山下指導課長補佐 立入検査の権限でもって把握した場合。

福井専門委員 立入検査に行った人が、その場で感染症の人を見つけたら捕まえてどこかに放り込まないといけないという意味ですか。

白石委員 立入検査と強制的に退院してほかのところ隔離をするというのは別の行為ですね。

山下指導課長補佐 別の行為なんですけど、調査をするときに非常に高い確率で出てくることです。

福井専門委員 同じ人がやるのかやらないのかどちらですか。

今村参事官 同じ人が行います。

福井専門委員 立入検査権限の概念の中に、そういう強制隔離の権限というのは入っているんですか。

山下指導課長補佐 権限の中にはございません。ですが、行為をする人は同じ方で。

福井専門委員 それは、何法に基づくどの権限と医療法に基づく立入権限とが競合しているとおっしゃるんですか。具体的に教えてもらえませんか。

安念専門委員 それと公務員じゃなければいけないことと何の関係があるんですか、それは民間人だって、同じ2つの権限をやればいいじゃないですか。

福井専門委員 民間人が拘束したって何もおかしくないですよ。

山下指導課長補佐 民間人が普通の民間人を隔離させるということなんですか。

福井専門委員 そうです。法令で授權すればできる。

安念専門委員 隔離することについて、公務員がやった方がケアとして良質なんですか、そうじゃないと公務員がやるということの比較優位ないわけだから。

山下指導課長補佐 ここで判断というよりも、公務員じゃない、普通の民間人が。

安念専門委員 普通の民間人なんて申しておりませんよ、普通の民間人ではなく、当然法令をつくって権限を与えた民間事業者ということですよ、勿論。

福井専門委員 一緒に併せれば効率的ですね、もしたまたま重なる部分があるのであれば。

よくわかりませんが、何かおっしゃる前提には、頭の中に強制隔離のようなことは、公務員という身分がなければ絶対できないというふうにおっしゃりたいようですけれども、それはやはり、さっきからよく例に出されている刑法とか、刑事訴訟法とかでも、民間人だって私人逮捕できるわけですから、少なくとも民間人がそういう拘束ができないということは法制上全くない。授權すればできる。それは他の法令にも例があります。警察業務などという非常にクリティカルなところでもなくとも公益事業者の土地立入特権とか、幾らでもあります。立法の仕組み次第ですね。

安念専門委員 ちょっと事実を伺いますが、従業者数が1万余というのは大変大きな数字になっておりますが、この方々がすべてフルタイムの公務員でいらっしゃるわけですか。

今村参事官 1万人はほとんどフルタイムの公務員でございますが、本来の業務をしながら医療監視員として発令され、立入検査を兼務でやっております。

安念専門委員 だから、フルタイムでこれだけやっているということではない、フルタイムの公務員が医療監視の仕事もしていると。

今村参事官 そうです。だから、併任とか、兼ねてということでございます。

山下指導課長補佐 それで、先ほどの付け加えになるんですけれども、勿論、公務員としてフルタイムで働いている方が1万数名いるんですけれども、兼務をしていますので、では人件費が切り出せるのかということ、ちょっとそこはどう計算していいかというのがございまして、わからないと。

福井専門委員 簡単じゃないですか、ある一週間とか、一月をとって、一体何時から何時までこの業務に従事したかということで案分してやれば、人件費は簡単に出ると思えますけれども。

白石委員 この医療監視にどれぐらいのコストをかけていらっしゃるかという現状を押しえていないことは、そら恐ろしいことだと思いますよ。やはり費用対効果、常にどれぐらいのコストをかけて、どれだけの成果が出たかというのは、行政として反省すべきことではないですか。そういう社会情勢になっていると思いますが。

福井専門委員 予算額で130万円と平気で書いてこられるという神経がよくわからないんですけれども、今のように人件費を案分していただいて、大体どれぐらいかというようなことは、簡単な聞き取り調査やアンケートでもわかるはずですから、ちゃんと調べていただいて、この業務のために一体公務員の人件費としてどれだけ流されているのかということ、単純な直接事務費だけではなくて、きちんと計算していただかないとまずい。

山下指導課長補佐 そこは人の命を預かるような仕事でもございますので、単純にコストとどうのこうのというものではないんじゃないかと。

福井専門委員 人の命というのは、と言った何か大上段の議論で何でも正当化されると思ったら大間違いです。

安念専門委員 私どもが求めているのは、人件費、要するにコストが幾らかかっているかという客観的な数字が知りたいということを申し上げているのであって、人の命がお金に換算できるか、仮に換算できるとして1億円なのか、2億円なのか、そんなことを私は申し上げているわけではありません。つまり、コストが幾らかかっているかというのは、計算は難しいかもしれないが、客観的な事実なんです。

これが、そもそもわからないという現状を前提として、民間参入が効率的かどうかということはそもそも議論ができないわけです。皆さんは効率的でないとおっしゃるんだけど、それは何の証拠もないことのわけです。とにかく数字は、こういう根拠でこういう数字になりましたと。それは最適の数字かどうかはわかりません。完全にわかる話じゃない、神様じゃないんですから、ただ数字がまずわからないと、議論の出発点にならぬということなんです。

白石委員 それと研修会への参加は義務づけですか、必ず参加しなければいけないと。

今村参事官 義務ということではありません。

白石委員 任意ですね。

今村参事官 任意でございますが、各都道府県が実施している研修にはほとんど出席をしてもらっていると思います。

白石委員 ほとんどというのはどれぐらいの割合ですか、100に近いか、例えば8割なのかとか。

今村参事官 都道府県でやったり、それから地方厚生局でやったりしています。

福井専門委員 これも後ほど計算して教えていただけませんか。要するに、累計で、例

えばストックベースで昨年度の資格者が何人いて、その人が研修会に何年に1回の頻度で過去に参加してきているのかというようなことは簡単にわかると思いますので。

安念専門委員 結局、問題の本質は、なぜ公務員でないといけないのかと。ここの1点に絞られてくるわけです。結局、専門的な知識、経験があるということが必要なお仕事であるように私どもには思えるんですが。

今村参事官 おっしゃるとおり。

安念専門委員 それはマストですね。そして、それに尽きるのではないかと。

福井専門委員 それは公務員であるかどうかと何の関係もないです。専門的、技術的に高度だということと、その人が公務員だということとは何の関係もない。

今村参事官 ただ、これを仮に民間事業者が実施するとした場合に、例えば、今、私が申し上げましたが、医師とか看護師とか、国家資格を持った方が約七割がこれをやっております。こういう人を本当に集めて、こういう事業ができるかという点についてはどういうお考えなんでしょうか。

福井専門委員 どういう意味ですか。医師とか看護師が集められるかという御質問ですか。

今村参事官 そうですね。そういう方を集めて本当に。

福井専門委員 では、逆にどうして集められないんですか。民間に医師や看護師の資格者はいっぱいいますが、どうして集められないんですか。

今村参事官 そういう方は、病院とかでほとんど働いておられるわけですね。

安念専門委員 しかし、この方もほとんど併任なんでしょう。

今村参事官 ですから、これは公務員として働いているわけなんですよ。

福井専門委員 民間で働いている方はどうしてこういう仕事に携われないんですか。

中嶋専門官 全国的に医師、看護師というのが不足している地域に対して、確かに集めることはできないとは言いきれませんが、不足している中で、そういう業務に入っていく方たちがどれくらいいらっしゃるかというところまで、やはり考えていけないので。

福井専門委員 今は現に公務員組織で独占しているから、民間でやろうとか、参入してもいいなんて考えたことすらない人しかいないわけですよ。前提を変えても出てこないなどという雲をつかむような想定はやめた方がいいと思います。

山下指導課長補佐 1つちょっと教えていただきたいんですけども、確かに、今、おっしゃられるところに公務員の専門性とか、そんなことはナンセンスだというふうにおっしゃられておりますけれども、では公務員と民間の人とどう違うのかということについて、もう少し教えていただきたいんですけども。

安念専門委員 それを伺っているんです。だから、専門的な知識経験がなければいけないのがマストである。だから、なぜそれが公務員でなければならないのかというのを私らが伺っているんです。

福井専門委員 どう違うかわからないと、この場で自白されるような担当者がいらっしやるということは違わないということです。考えてもわからないんだったら違わないということじゃないですか。

山下指導課長補佐 すみません、最後まで聞いてください。

公務員、権限がある、なし、公務員は権限があって、民間人は権限がない。また公務員には守秘義務があって、民間人はないと。

白石委員 それは現状の法制度の中ではです。

山下指導課長補佐 はい、現状の法制度ですね。

もう一つあるのは、例えば公務員には汚職の罪が刑法上あると、民間人にはないと。これについては、どういうふうにお考えになりますか。

白石委員 民間は解雇されるおそれがありますね。

福井専門委員 民間はみなし公務員という流職の罪を特別にかぶせればいいんです。だから、守秘義務とか、わいろの罪については個別規定でかぶせれば、公務員と同等のことは担保できます。だから、身分としての公務員が必然だという考え方は、我々は放棄していただきたいとお願いしているわけです。必要があるのであれば、それはわいろの罪をかぶせるということはあるでしょうし、契約上の義務で担保できるのであれば、そこまでは行かないということもあるでしょうが、身分としてそもそも論で公務員でなければならぬという仕事は、この種の業務についてはあり得ない。こう法的認識が出发点です。

山下指導課長補佐 ありがとうございます。中間とりまとめのところに、そこら辺がちょっと書いていなかったものですから、どういうふうにお考えなのかなと思って、すみませんでした。

白石委員 最後に1つだけ、主査のお話の前に伺っておきたいんですが、現在、医師、保健師、薬剤師、診療放射線技師といろいろおありになって、それぞれ国家資格があって、専門知識があって、行政経験も非常に玉虫色の表現なんですけれども、今の立入検査の項目といいますか、それぞれの詳細な内容が、こういう人たちが、医師、保健師、薬剤師は同じ医療従事者ということでも、それぞれバックグラウンド、専門知識が違うと思うんです。この人たちが押し並べて立入検査ができるような項目で構成されているのかどうかということについても伺いたいんですね。

例えば、薬品の保管について、薬剤師はわかるけれども、医師なんてそんなのはわからないということもあろうかと思うんです。どういう項目で構成されているのか。

今村参事官 ちょっと具体的になるかもしれませんが、3点ほどございまして、病院の管理状況というのが1つございます。

白石委員 管理状況ですか。

今村参事官 はい、病院の管理状況です。カルテとか、処方箋等の管理・保存。

それから、都道府県での許可事項と法令の遵守が確実に行われているか。それから患者の入院状況とか、新生児の管理状況。ただいまお話がありました医薬品等の管理、職員の

健康管理。それから安全管理体制の体制等の確保。それがまず病院の管理状況でございます。

2つ目は、人員配置の状況というのがございまして、医者、看護師等について標準数と現員が合っているかチェックをする。これはなかなか厳しいところがございます。結構隠している、医師が不足しておりますので、この辺りは非常に大変でございます。

3つ目は、構造設備とか、清潔の状況でございます。診察室とか、手術室、検査施設等どうなっているか。更に給水、給食、更には院内感染対策、それから防災対策、それから廃棄物処理とか、放射線管理とか、そういう類いの構造設備、清潔の状況はどうなっているのかというのが主な立入検査の項目でございます。

福井専門委員 そうすると、例えば放射線の専門家とカルテのチェックの専門家は多分大分資質や資格が違うでしょうし、また現員チェックというものも、また大分性格が違いますね。

今村参事官 はい。

福井専門委員 具体的には一人の人がいて、今のことを全部調べるんですか。

今村参事官 いえ、一人ではございません。チームを組んでまいりますので。

福井専門委員 チームはどのようなメンバーが。

今村参事官 例えば、医師、看護師、放射線技師とか、ばらばらですね。

福井専門委員 それぞれの専門に応じて一番専門にふさわしいところをチェックしているという頭の整理ですね。

今村参事官 そういうことでございます。

福井専門委員 わかりました。そうであれば、民間でそういうチームを組んで同じことを一定の法令の規律の下にやらせるのであれば、もっとうまく行くかもしれませんね。

今村参事官 ですから、人件費のコストというところがあつたんですけれども、我々としてはぎりぎりの状態の中でやっているものですから、そんなに出るというふうなことは全く考えていないで、しかも、今、公務員の定削というのはものすごく進んでいるわけございまして、そういったことから考えますと、人件費が出るというようなことまでは考えておりませんでした。

福井専門委員 例えば、平均的な検査に携わる人というのは、年間何日ぐらい検査に行ったり、あるいは検査結果の分析に従事するんですか。

今村参事官 実際に検査している病院というのは8,700ぐらいございますので。

福井専門委員 毎年1回とか、何か決まりがあるんですか。

今村参事官 病院については毎年1回できるだけ入るようにしております。

福井専門委員 毎年1回1日行くわけですか。

今村参事官 そうでございます。

福井専門委員 毎年1回1日で8,000病院になるわけですか。

今村参事官 8,700ぐらいやっております。

福井専門委員 ということは、丸1日じゃ済まないでしょうね。準備もあるでしょうし、チームで行くんだから複数の人件費もいる。

今村参事官 勿論、そうです。

福井専門委員 数は8,000でいいんですね。

今村参事官 正確には8,700。

福井専門委員 大体でいいです。八千幾つなわけで、八千幾つの1病院当たりに対して、おおむねチームとして何人日ぐらいの、現場に行くときだけじゃなくて、持ち返ってから分析したり、あるいは事前に準備したりも含めて、大体何人日ぐらいかかるんですか。

今村参事官 8,700に対して。

福井専門委員 1個の病院についてです。

中嶋専門官 立入検査につきましては、大体半日から1日でございます。

福井専門委員 検査そのものではなくて、立入検査というのは付随的にいろいろやるわけで、準備したり、立入検査の結果をレポートに書いたりとか、一連の作業を全部併せて、1病院につき、一体何人ぐらいが延べ何日張り付くんですか。

今村参事官 1病院に張り付くのは、4~5人ぐらい行くんでしょう。多いときはもっと7~8人から10人ぐらいと。

福井専門委員 4~5人が、現地にはどれぐらい行くんですか。

今村参事官 病院の大きさによっても随分変わりますし。

福井専門委員 だから、平均的な病院で。仮に半日とか1日として、前後に何日ずつぐらいかかるんですか。

今村参事官 勿論、準備作業とか、ちょっと具体的に計算したわけではございませんけれども、1週間ぐらいは見ておくんでしょうね。

福井専門委員 全部併せて1週間ぐらいですか。

中嶋専門官 正直申し上げまして、今、自治事務になっておりますので、本当にお恥かしい話なんですけど、現実的にどのぐらいかかるかというのは、正確なものは把握しておりません。

ただ、私ども国の方から入るときに、特定機能病院に入ることがございます。この場合、準備を含めて、正直申し上げまして1週間もかかりません。時間的にはそこまではかかっていないというのが現状です。

福井専門委員 それは、先ほどの人件費と同じでお調べになっていただかないと、こういう議論の前提を欠きますので、至急サンプルでもいいので調べていただけませんか。

そうすると、4~5人の方の医師とか薬剤師さんとか、専門家の平均的な給与がわかるわけで、今、大体1週間ぐらいとおっしゃいましたから、これでも大体概数がわかりますね。合計額がどれぐらいになるか。結構すごい額だと思いますけれども、そういう観点でいろいろと、それが本当に公務員の人件費としてキープしておくべきなのか、あるいはそれ以下で同質以上のサービスを立入検査業務の民営化によって得られるのではないかとい

うこととの比較衡量です。恐らく、今、お聞きした感じでは後者の方がはるかに効率的にいいサービスが得られそうな気がするんですが、そこを数字で是非お聞きしたいということです。

白石委員　お願いします。

鈴木主査　御苦労様でした。八十幾つも聞いていますと、同じような話の繰り返しをやっておるんですが、今日の話の聞いていると、民と官との問題についての御理解がちょっと不足しておる方のイグザンプルになってくるような気がします。特に4ページなんかを見てみると非常によく出ているんですね。公務員の守秘義務と同じものを民間事業者に課したとしても、プライバシーが流れることを国民が許容できるか疑問だといっておられるけれども、意味がよくわからない。課したって流すよという意味かと。では官の方はプライバシー情報が流れるのは、国民が許容できるのですかと。また官は絶対に流れぬと言えるのですかと、こんな引っかかりはしてみたいけれども、そんなことに引っかかりません。

だけど、我々が言っておるのは、何か競争相手として今まで官がやっておるところのものを民というおかしなものが入ってきて、官のうちのある仕事というものをおれのところに委託をさせるといって奪って行ってしまっ、官の言うこと、つまり厚労省の言うことは何も聞かない、勝手に仕事をやっていくというような、そんなイメージでこの問題をとらえておられるような気がしてならないのです。それは全然違うということを考えていただかないといけないのですね。

要するに、厚労省において、そういうような能力のある、そういう信頼できるもの、それは今あるかとさっき言われましたね。そういうシステムがないときにはないですよ。そういうものが出てくるということ、これを待てばいい話。永久に出てこないということは、私は絶対はない。あるからこそやっているのだけれども、出てきたときには、それを使えばよろしい。出てくるまでの間は厚生労働省がやればよい話なのです。

そういうことを前提として問題を考えて行って、言ってみたら、あなた方の仕事のうちの、かなり事務的な作業、低度とは言いませんよ、検査とか何とかというのは高度な仕事だと思っけれども、そういうようなものをあなた方の肩代わりをして、それを検査する。そして検査した結果、要するにここのところはこういう不届きがあるから、こういうふうな是正をした方がいいと思いますよというふうにあなた方の方に報告してくる。それに基づいて、あなた方は信頼してそこのところと契約関係を結んだのだから、その情報というものを取り上げて、そして措置しよう。

しかし、よくその情報を見てみると、よくわからないとか、疑問があるというのだったら、契約関係なのだから、もう少しここを調べなさいということをお願いいい話で、そうしたら自信を持ってやれるわけです。そういうような仕組みにしていきませんかということを行っているだけなのだから、だから、検察庁と警察官なら仲よくて官だから、これは信用できるけれども、民間がそうやってやってきたらだめだなんていうよりも、信頼できない民間だったら委託契約を結ばなければいいのだから、そういう話なのだから、敵対関

係とは言わないけれども、ちょっとそここのところで官民の関係というものを取り違えておられるのではないかという感じがします。そこをもう一度よくかみ砕いて理解された上で、今後の話を進めさせていただきたいと思います。

今村参事官 わかりました。

鈴木主査 いい子分というのか、仕事をしてくれる人ができた、大いに指導して、大いに注文付けて使ってやろうと、こういうふうに思えばよいだけの話ですよ。それだけのことです。よろしく。

今村参事官 はい。

白石委員 どうもありがとうございました。

(厚生労働省医政局関係者退室)

(厚生労働省医薬食品局関係者入室)

白石委員 大変お待たせしました。それでは、続いてのヒアリングに移らせていただきたいと思います。

まず、こちらからそちら様にお渡ししております質問の前に、検査監視業務の概略についてお話しをいただいて、回答を併せて7～8分程度で、申し訳ありません短くて、よろしく願いいたします。

南監視安全課長 食品安全監視、イメージとしましては、食品衛生営業施設あるいは食品に対する捜査官のような感じと受け取っていただけたらよいかと思います。

戦前は内務省で、実際にやっているのは警察の方がそういう監視をやったということでございます。

戦後になりまして、アメリカのフード・サニテーション・インスペクターという捜査官の制度を日本も取り入れて、やはり科学技術、科学的な知識に基づいて食品の安全についてのチェックをしようということになった制度でございます。

それで、国内流通する食品についての監視をする。それから、水際におきまして輸入食品、輸入される際の検査をするという事務2つがございます。

根拠法令としましては、食品衛生法第28条でございます。実施主体は、国内流通のものについては地方公共団体と国、それから水際の監視は国でございます。

従事者数でございますが、国内流通品に対しますのは、7,740名でございます。ただ、食品衛生監視員は、ほかの監視業務等の兼務をするということがございますので、すべてが食品衛生監視業務に携わっているというわけではございません。

それから、水際での輸入食品の監視業務は295名でございます。

予算額としましては、地方公共団体によるものにつきましては、把握をしてございません。輸入食品の監視業務は9億9,800万円でございます。それから事業の内容でございますが、国内流通のもの、輸入食品につきましても、輸入時のチェックを受けまして、国内流通している場合は、地方公共団体によるチェックを受けます。

先ほど申しましたように、輸入時において、検疫所において監視指導を行う、とござい

ます。

民間移管の具体的な内容でございますが、監視指導の業務のうち試験室内で行います食品等の試験・分析については、昨年、食品衛生法を改正しまして、一定の公正性、技術レベルが確保されている民間の検査機関を活用することが可能な制度といたしまして、その活用を図っているところでございます。

次に、御質問についてお答えをいたします。御質問のうちの3つの点につきましては、概略を書いておりますが、これについてももう少し詳細に説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、試験・分析以外の食品に係る監視指導業務におきましては、健康被害防止の観点から、何らかの情報が得られた時点で迅速に対応することが必要になってくるということでございまして、事前に緊急的な行政判断を必要とする蓋然性が高い場合、そうではない場合ということで区分して対応することは現実的に難しいというふうに思っております。

それ以外の監視の業務としましては、食品等に関する監視指導でございまして、食品が製造所、販売所、保管場所等において置かれている、そういったものについて臨検検査を行いまして、必要に応じまして食品を収去するという行為でございます。それを検査に回すということでございます。その時点で、幾つかの検査をすることがございます。そして、そういったものが法令や規格基準に適合しているか否かを確認するというところでございます。また、表示についても適正になされているかどうかを確認します。

この際、違反か否かを速やかに判断することというのは重要でございまして、違反が判明した場合は流過程をさかのぼって所在する自治体または製品が流通している自治体の食品衛生部局と連携して回収を含めた被害の発生防止の措置を取る必要があるということでございまして、こういった監視につきましては、全国流通する食品が多々ございますので、ネットワークあるいは公正・中立な判断、それから食品につきましては、いろんな危害要因がございますので、それを総合的に見ないといけないということです。

それから、見つけた場合は、先ほど説明しましたが、直ちに対応しないと、まさにその食品をほかの方が食べていらっしゃるということがございますので、例えばアレルギー物質が含まれているものについては、直ちに動かないといけない。未指定の添加物が含まれていることもそうですし、そういったことがございます。

そのほかの食品を製造する施設に対しての監視指導がございまして、また、食中毒が発生した場合、これは緊急に拡大防止を図らないといけないという観点から、国それから他の自治体も含めまして、また医療部局とか、警察とか、いろんな部局と連絡を取り合って総合的に被害の拡大防止といったものも行わないといけないという業務でございまして。

続きまして、問2でございまして、先ほど少し答えた部分がございますけれども、監視指導の業務は明確に判断が可能な試験室内で行う食品の分析等を除いては、その処分の要否の判断は困難な場合が少なくなく、処分権限を有する国等の責任裁量をもって、最終的な判断をしているわけでございます。

このように、食品等の監視の業務には高度の専門性に加えまして、柔軟な対応が必要であるということでマニュアル化ということには限界があるわけでございまして、健康被害が予想されるような事例も多いというようなこともあって、迅速かつ臨機応変な対応が可能な、また、最終権限を有する行政機関がこれを実施すべきであるというふうに考えております。

白石委員 ありがとうございます。恐縮なんですけれども、福井委員が間もなく退室しなければいけませんので、もし、質問等ございましたら、ここの時点で先に意見を言っていたら、もし、残ったところがございましたら、質疑の中でこちらからお聞きさせていただきますようにしたいと思います。途中で申し訳ございません。

福井専門委員 すみません、恐縮ですが、先にネットワークの点なんですけど、今、もし何か問題が発生したときには、どういうふうにネットワークを活用して、全国や関係者にお知らせになっているんですか。

南監視安全課長 まず、私がある市場で違反の食品を見つけた場合、その情報を保健所に通報します。保健所でございますけれども、そうしますと、保健所から県庁の本庁に行きまして、県庁からその食品を製造している場所を所管する都道府県の本庁に連絡が行きます。そこから全国のその食品が流れているだろう自治体に対して、そういう情報が通報されます。

福井専門委員 どういう手段で伝達されているんですか。

南監視安全課長 電話とか、ファックスとかです。

福井専門委員 47都道府県とか、あるいは市町村も含めるともっとあるかもしれませんが、それは個別に電話をかけたり、ファックスをいちいち送るんですか。

南監視安全課長 その食品の製造所に問い合わせ、例えば、2つの自治体のみ流通しているというのがわかれば、その2つの自治体のみになります。

福井専門委員 全国だったらどうするんですか。

桑崎室長 基本的には、流通している先については、すべて関係する都道府県について調査を指示すると。

福井専門委員 もし全国に流通している可能性がある場合には、どういうメディアなり集団で伝達されるんですか。

桑崎室長 2つありまして、1つは自治体が全国に流す場合、もしくは余りにも規模が大きい場合には、国自らが全国に指示すると。

福井専門委員 どうやってなされるかをお聞きしているんです。電話、ファックスとおっしゃったけれども、そうなんですか。

桑崎室長 そうなんです。

福井専門委員 それを全部かけ終わる前に、あるいは電話をかけ終わるとか、ファックスを送信し終わるまでに随分時間がかかりそうですね。

桑崎室長 ファックスは基本的には、それもいろいろ過去に経験があって、順番に行く

と後ろが遅れますので、一斉に送れるファックスを導入しております。

福井専門委員 一斉に送ったって、通信は個々ですから、一個一個ダイヤルを回して送っているんですよ、あれは、蓄積を一斉にするだけで、そうすると何で電子データベースにみんなにアクセスしなさいという注意喚起だけするとか、あるいはメーリングネットで一斉に送るとか、そういうこともできていなくてネットワークで統一的にやっているというのは矛盾じゃないですか。

これを民間で、もしおやりになれば、こんな原始的なやり方は絶対にやりませんね。だから要するに、こういう情報についてもっと効率化する余地があるんじゃないでしょうかというのが我々の問題意識でもあるわけです。

南監視安全課長 おっしゃるとおり、こういうやり方についてはもっと効率化することは必要だと私も思っています。

福井専門委員 現に、必ずしも効率的にできていないわけですから、これも一つな有力な証拠ですし、さっきからお聞きしていますと、公平・中立とか、あるいは医療機関や警察と連絡を取り合うということですが、どの理由をお聞きしても、それは勿論密接に連携を取り合う必要性とか、あるいは公正・中立でないふるまいをしないようにするための何らかの規制措置の正当性は合理化できても、それが公務員という身分を持つものでなければ担保できないような考慮要素だとは到底思えないことばかりですね。

南監視安全課長 これは人の財産を処分するということになりますし、大きな経済的な利害や損失というものも絡んでくるものでございますので、ここはやはり公務員と。

福井専門委員 とは言っても、それを食べれば死ぬとか、あるいは必ず重病になるというようなものが発見されたら、それをある意味では今まで販売して、現に出荷中でものすごい収入を得ている、あるいは収益を得ている企業であっても、生命、身体のために、やはり止めるわけでしょう。だから、そのときに、被害額が大きそうだから、止めないとか、止めるという裁量判断をしますか。

南監視安全課長 しません。

福井専門委員 国民の側の被害額を考えるだけであって、事業者の被害額は考えませんね。

南監視安全課長 考えません。だから、それは行政がやるべきだと。

福井専門委員 だって、さっきは考えるから行政がやるべきだと逆のことをおっしゃったから。

南監視安全課長 それは失礼しました。公務員でない場合、そういったことが起きるおそれもあると。

福井専門委員 いや、要するに最終的に処分をするときの名義なり、責任をだれがもつかというと、それはやはり行政処分ですので、最終的には勿論民間がやったっていいんですが、最終的に行政府が行うという選択は立法政策としてはあり得ます。

しかし、まさにここに問題になっているような、食品が安全か危険かというところでは

ね。これは、まさに食物学とか、薬学とか、医学とかの領域の専門技術的判断です。その専門技術的判断が高度でなければならないということはよくわかりますし、それには非常に総合的な考慮が要るということはわかりますが、公務員たる身分に伴う固有のこととは何の関係もなく、専門性を発揮できるかどうかという観点からのみの高度であり、総合性です。だから、公務員ということと、おっしゃっていることとは全く結び付かないということですよ。

南監視安全課長 それは、やはり公務員としての身分保障（公務員として責任を有する者が処分権限を行使すべきという趣旨）がされた方が公平・中立な観点から行うべきだと。

福井専門委員 身分保障が要るんですか、身分保障がないと公正な判断ができないんですか。では、非常勤の公務員はやってはいけないんですか。常勤の公務員にのみやらせているということですか、法令上そういう拘束になっていますか。

南監視安全課長 これは、自治体の場合は、都道府県の知事や、あるいは市長が公務員、吏員の中からそういう専門的な知識を持った者を当てているということでございます。

福井専門委員 だから、7,740名と295名はすべて常勤の公務員であって、それは法令上羈束されているという理解ですか。

南監視安全課長 国の295名は少なくともそうでございます。

福井専門委員 自治体の方も後ほど結構ですので、教えていただけませんか。

南監視安全課長 わかりました。

福井専門委員 もう一つは、そこはさておくとして、公正・中立とかということですが、公務員じゃなくても、例えば職務の中立性保持義務とか、守秘義務とか、場合によってはわいろをもらって見逃してはいけないとかということは、別に民間人でも現に立法例がありますから、幾らでも立法政策としてかけられるわけですよ。それをかけた上で、なおかつ支障があるということは起こり得ますか。

南監視安全課長 そういうことは想定してございませんが。

福井専門委員 してほしいんです。それがまさにここでの議論のポイントですから。

南監視安全課長 民間の方にそれを本当にお任せして中立・公正なことができるかどうかですね。

福井専門委員 公務員がなぜ、本当に公正・中立かはともかくとして、公正・中立である建前を保持できているかということ、公務員法に規制があるからですよ。わいろをもらったり、守備義務を漏らしたりすると、首になったり罰則をかけられたりするから、公務員は一定の信頼があるんです。同じことですよ。KDDのオペレーターが民間人だけれども、守秘義務があって、他人の通信を聞いて漏らしたら処罰されるというのと同じことを、この検査、あるいは監視の方にかけて、それでなおかつ具合が悪いということがあり得るとは到底想定できないものですよ。その方向で御検討いただきたいということですよ。

白石委員 いただいた2枚もののペーパーに書いてある、1番目の項目なんですけれども、医師、歯科医師、薬剤師または獣医師であること等の資格要件、これがまず第一です

ね。

その際に、食品衛生の分野の知識、この方たちが私は必ずしも食品衛生の分野の知識が
おありになるとは思いませんが、知識や経験など個人の資質、適性ということなのですが、
これはこの資格要件があれば、更にこうした知識、経験があれば、公務員でなくともいい
ということですね。こういう要件を満たしてさえあれば、できる仕事であるという認識で
よろしいですか。

南監視安全課長 いえ、公務員の中からこういった資格の方を、あるいは知識を持った
方を任命するというところでございます。

安念専門委員 それは、現状の法制度の御説明としては承ったところですが、立法論を
考えるとして、一応話を更地に戻したとして、公務員でないと何か困ることでもあるんで
すかということをお先ほどから伺おうとしているわけです。

桑崎室長 いずれにしても、最終的な行政処分については、知事なり市長なりというも
のが行う必要があるわけですね。

そういう意味で考えると、食品安全という非常に国民の関心が強い分野ということをお考
えますと、やはり立入から最終処分まで、やはり一体化して責任を持って行動するという
ことが、今、求められているのではないかと。

安念専門委員 でも、知事や市長さんが店先や工場に行くわけじゃないでしょう。

桑崎室長 実際には、知事や市長の権限を委任した食品衛生監視員が、その現場で判断
して、食品が安全かどうかを判断しているわけですね。

安念専門委員 ですから、なぜそれが公務員という身分を持っていないと、その仕事は
できないんですか。

桑崎室長 大抵そのところは、我々が先ほど言いましたように、最終処分が知事なり
市長なり厚生労働大臣ということをお考えると、立入から一体化して処分を行う必要がある
と考えているわけですが、この部分を公務員にできないかどうかということについて
は、少し私は専門家ではないのでわかりませんが、少なくとも食品の安全を確保
するためには、やはり一体化して効率的に業務を行う必要があるというのが我々の議論で
す。

安念専門委員 一体化と効率化とどういう関係があるのか、そういう霞が関の方言とい
うのは、論理的にどう関係があるのかよくわからないことをぐちゃっと言ってしまう癖の
ある人が非常に多いんですが、それはいいでしょう、一体化と効率化は関係ありませんか
ら、そうである場合もあるし、そうでない場合もあるというのは現にそう、それはよろし
い。

ただ問題は、そういうのは民間人に一体化させたものを権限を与えてさせればいいじゃ
ないですか。

南監視安全課長 要するに、責任をとるということは一体化していないとできないわけ
です。ですから、おっしゃったのは上から下まで全部ということですか。

安念専門委員 市長それ自体、県知事それ自体の行政権限を民間人に委託せよとか、それは申し上げておりませんよ。そうじゃなくて、今、現に監視員がやっていたら、それを包括的に民間に投げて何か困ることがあるのかと申し上げているわけです。

南監視安全課長 繰り返しになりますけれども、私は非常に困るんじゃないかなと思います。要するに、言いましたように、全国流通する食品に対して迅速に総合的に判断をして、そういった食品の流通をコントロールするというのは、私は公務員でないとできないのかなと。

安念専門委員 ですから、その理由を伺っているわけです。なぜ公務員じゃないと、さっきからずっと知識、経験が大切だと、これは決定的に大切なわけですね、それだけではないかもしれないが、決定的に大切なわけでしょう、現場で直ちに判断しなければいけないわけです。なぜ、それが公務員でなければならぬんですか、私はそういう判断能力は公務員という身分を持っているか、持っていないかとは何の関係もないことではないかと思うんですが。

白石委員 商品であれば、性能規定だけが担保されればよいのではないかというのが、こちら側の議論なんです。

ちょっと、角度を変えた質問なんですけれども、研修、講習会、いろいろ新しい食品とか輸入品などが増える中で、こういうのはとても大事だと思うんですが、3日間にわたり延べ800人程度の方が参加。しかし、全体から考えると、1割しか参加されていらっやらないわけですね。参加をしない理由というのはどういうところにあるんでしょうか。これでは食品衛生に関する知識というものは広がっていかないと思うんですけれども。

南監視安全課長 これは、私ども研修する施設の問題もございまして、200名から300名が収容できる施設で毎年やっているということでございます。

白石委員 実態として参加率は非常に低くて、研修そのものの効果は薄いとはお考えになりませんか。例えば、こういうものを民間がやるのであれば、予備校の教室を借りるとか、大学の一室を借りて、もっと参加率を上げていくというような努力が鋭意なされるはずだと思いますけれども。

南監視安全課長 これは1つの例でございまして、自治体においては、不断に食品衛生監視員の資質の向上ということで、各自治体がそういう研修を行っている聞いております。

白石委員 ただ、実態としては、これだけ参加率が低い。

また、長期にわたる研修のケースもあるということなんです、こちらの参加状況とかはどうなっていますか。

南監視安全課長 公衆衛生院で行います特別課程がございまして、これは1か月から3か月にわたっての長期の講習会でございますが、これについては食品衛生管理コースで60名、食品衛生監視コースで20名ということでございます。

白石委員 それは、あくまでも定員で、実際の参加率は、過去にどれくらい平均的な年

度で御参加になったかということをお伺いできれば、お伺いします。

南監視安全課長 ちょっと手元にその資料がございませんので。

白石委員 では、また後日お教えください。

安念専門委員 皆さん一生懸命なさっているだろうという努力はわかるんですが、失礼ながら、今までのお話を伺っている限りでは民間に、少なくとも全面委託ではないにせよ、参入させないと、これはいけない。典型的な分野であるように拝聴いたしました。

なぜかと申しますと、瞬時に情報を共有していなければいけないのに、ファックスで流しておられると。これは驚くべきことです。それは危険なリスク情報を発見した人間が更に全国の関係者がすぐにわかるようなネットに入力するのが当然だと思いますよ。まず、それができていないのが、私は非常に驚きました。こんな危ないことをやっているのかと。

更には、今のような専門知識です。勿論、研修がすべてだとはいけません。そんなものは多分能力の1割か2割でしょう。だけどこの程度、それなら公務員がやっているのが何といってもいいんですという根拠には私は到底ならぬと思いますがね。民間参入を積極的に図っていかれるのがよろしいんじゃないでしょうか。

桑崎室長 大抵今のが本質的な議論とは別にやり方に工夫すべきではないかという御指摘だと思いますね。

安念専門委員 いやいや、やりませんよ。だって今までやっていないんだもの、民間ならそんなことはすぐにやるはずですよ。

桑崎室長 通信システムについてファックス、電話を申し上げましたけれども、勿論ちょっと舌足らずでしたけれども、メールも活用しておりますし。

安念専門委員 ドメインを教えてください。関係者にすぐに情報を共有できるドメインがあるはずでしょう。

桑崎室長 それは取っておりませんけれども。

安念専門委員 だから、やらないんだよ、幾ら言っただって。

桑崎室長 すみません、もう一度詳しい話をしますと、自治体と国がつながっているシステム、W I S H がございまして、それを活用しているということで、申し訳ございません。

安念専門委員 URLを教えてください。勿論、私の方からアクセスができなくたっていいんです。最初は、だれに責任があるかはわからないんだから、ありとあらゆるパブリックがアクセスできるのは危険ですよ。だけどリスク情報は瞬時に共有できないと話にならないでしょう。

桑崎室長 それについては、少し整理をして。

安念専門委員 わかりました。とにかくURLを教えてください。

南監視安全課長 繰り返しますけれども、私どもはトータルで食品の安全がきっちり確保できるシステムということで、今のシステムがベストだと思っております。

安念専門委員 証明をなさっていない。それがあなたがそう信じておられるだけです。

そうかもしれません。結果においてそうかもしれません。でも何の証明もなさっていない。ペリフィケーションがないのに、それがそうであると信じるといったって、それは無理ですよ。

南監視安全課長 それは別なモデルを立てて、それと比較するというのを今までやっていなかったらからそういうことになるかもしれませんね。

安念専門委員 おっしゃるとおりです。ですから、その比較の作業を是非積極的にやっていただきたいんです。

南監視安全課長 それは、かなり現在の業務に食い込む話でございます。

安念専門委員 主査どうぞ。

鈴木主査 簡単に言いますけれども、今までの議論をやっていると官民の対決議論みたいな話になってしまう。あなた方のやっている仕事を奪っていく憎い民間というような発想が非常に見受けられるのです。それから一体性の議論もその都度すべてやってきましたね。例えば、検査と処分というのは区分できないと、そんなことをすると非効率だと。

この議論ばかりやってきているのですけれども、意のあるところを是非くんでいただきたいのは、官の仕事を奪っていかうとか何とかというような問題ではないのであって、官の仕事というもののの中で民間でやるのにふさわしいものはできるだけ民間にやらせましょうと。そのときの官と民間との関係というのは、敵対関係でも奪った憎いやつでも何でもないのです。要するに、あなた方の今までやっておった仕事の中のある専門的なもの、あるいは定型的なもの、あるいはそれに類した仕事についてはそれに適した民間がいるのだから、そこのところにシフトして、それはお互い様の関係が切れるわけでも何でもないですよ。そこは委託契約というものによってつながれていきましょうと。こういうことを言っておるのです。

ですから、委託者先に対しては、どうするかといったら、どういう委託だって、必ずこういうふうにやってくださいねというペリフィケーションを示す。そしてどういうふうな進行であるかという報告が必要であれば求めるということであり、あるいは注文はこういうふうにやってくれというのを出していくというのは、当たり前のことです。

民に出したらすべて官は立ち入ってはいけないと、契約上もですよ、そういうことを言っているわけではないのですから、そういう仕組みの中で官のスリム化というものを図っていき、かつ民の効率化を取り入れていこうというのが発想ですから。

ですから、例えば処分の問題や何かについて即時性が云々と言うけれども、即時性について信頼できるようなものを選択なさっていけばよいではないか。そうしたら、それは安心して、処分権限というのは厚生大臣に決まっていますよ、要するに処分権限を行使しても、後ろ指を差されることはないという、そういうシステムをつくっていきましょうということを言っておるだけのことなのですから。

だから、余りそこのところについて、民が来たらけしからぬやつらだと、おれの仕事を取るといふような敵対意識で問題を考えますと、これはとても解決にはなりません。

それで、公務員は公務員として、更にもっと、公務員の本来の仕事みたいなものに入っていただくと、こういうふうに日本の国をつくり変えましょう。こういう問題ですから、くれぐれも誤解なきよう。効率的に日本を運用しましょうと言っているだけのことです。

桑崎室長 1つだけよろしいでしょうか。先ほど課長も御説明しましたけれども、食品衛生法を去年改正しましたけれども、民に任せる分は民に任せようということで一步踏み込んだ形で、今までは検査も自治体がやらなければいけなかったと、実際の検査です。それについては、一步踏み込んだ形で、収去という権限行使は自治体が行うけれども、実際の検査については、いわゆる民間にもお願いしようと、勿論一定の要件がありますけれども、そういうことで、決して全部が我々国でやらなければいけない、自治体でやらなければいけないということではなくて、一步踏み込んだ形で、そういう裁量的な余地がない、白黒がはっきりする、数値が出ると、明らかにこれはわかるというものについては、既に昨年の法改正で民にお願いをしているということだけ申し上げて。

白石委員 現にお願いをして、どういう効果が出ているかというのは、もう事例は出ているのでしょうか。

桑崎室長 それで、實際上、ちょっと数字を見なくてはわかりませんが、そういうふうに一応窓口をオープンにしましたが、どれくらいアプライしているかというのは、ちょっとまだ正式にはわかりません。まだ、できたばかりですので、ひょっとしたら体制の整備をしているかもしれませんが、決してそういうことではないということです。

鈴木主査 決して敵対的ではないということを知って安心しましたけれども、そういう視点で議論をさせていただきたいということでもありますから、よろしくどうぞお願いいたします。

白石委員 どうも長い時間ありがとうございました。

(厚生労働省医薬食品局関係者退室)

(厚生労働省健康局関係者入室)

白石委員 お待たせしました。それでは、今日最後のヒアリングでございますが、「生活衛生関係営業の監視指導」に関するヒアリングに入らせていただきたいと思います。

まず、最初に生活衛生関係営業の監視指導とはどういうものなのかという概略と、それに続きまして、こちらの質問に対する御回答を7～8分程度でお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

岡部生活衛生課長 厚生労働省の生活衛生課長の岡部でございます。

それでは、今、お尋ねがございましたお話につきまして、資料等に基づきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初にお話ございました生活衛生関係営業の監視・指導とは、どういうことを言うのかということでございます。

生活衛生関係営業というのは、ここに書いてありますような法律にそれぞれ規定がある

わけでございますけれども、平たく申しますと、不特定多数の方がお集まりになってお使いになる施設の公衆衛生の確保、安全性の確保というような観点から行政庁が監視指導を行うものであるということでございます。

具体的なサービス等の中身については、それぞれの各法の中に規定されておるわけでございます。

それで、お手元の方に提出させていただいております資料の方でございます。名称、それから根拠法令等についてはここに記載のとおりでございます。

実施主体につきましては、国及び地方自治体ということでございます。

従事者数でございますが、環境衛生監視員ということで任命されております従事者数でございますが、平成 14 年末現在で、全国で 6,292 名ということになっております。

予算額ということもございますが、これは各都道府県の方に設置されており、また、環境衛生監視員の方も専業でやっておられる方もおられれば、兼業でやっておられるような方もおられますので、私どもの方として予算額については把握をいたしておりません。

事業の内容は、先ほど申し上げましたのと若干重複いたしますけれども、厚生労働大臣及び都道府県知事等が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する権限の実施のために必要とされる報告の徴取、あるいは立入検査、これが最初の方の法律でございます。

2 番目といたしまして、都道府県知事等が、理容所、美容所、興行場、旅館・ホテル、公衆浴場、クリーニング所において必要とされる衛生措置・構造設備等の状況について報告の徴取、あるいは立入検査を行うということが法律上規定されていることでございます。

7 番については、私ども現在のところ、民間移管については具体的に移管をしようというふうには考えておりません。

8 につきましては、別紙の次のページ以降にそれぞれ整理をさせていただいておりますので、それに基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

次のページの 8 の問の一連のものでございます。そういう法関係の問 1 ということでございますが、最近 5 か年において、全国で生衛法 60 条に基づく立入検査を行った件数、検査対象の問題点是正のために講じた主要な概要等についてでございます。

これは、あらかじめ御理解いただきたいと思いますと思いますが、私どもの法律に基づいて各都道府県の方でやっております事務につきましては、自治事務ということで、地方自治体が主体的に取り組んでいただく事務という法令上の切り分けになっておりまして、私どもの方で生衛法 60 条に基づく検査の状況については、定期的な統計等では把握をいたしておりません。

それから、私ども自身が行っております連合会、全国指導センターに対する指導等におけます立入検査は、過去 5 か年間では実施をいたしておりません。

1 枚おめくりをいただきまして、問の 2 ということでございます。

問の 2 では、実施主体となっておるけれども、実施主体によって法の執行にばらつきが

生じないように、私どもでとっております具体的な対応がどんなものがあるのかと。それから、仮にルール化、マニュアル化等によって均質性、迅速性が維持されているのであれば、こういったスキームに民間事業者の方にやっていただくということも可能ではないかと、これについての私どもの考え方はどうかというお尋ねでございます。

先ほども申し上げましたように、各都道府県で実施いただく事務につきましては、自治事務ということでございまして、この自治事務というのは、地方自治体の主体的な判断が中心になってくるということでございまして、勿論、法律あるいは法律の委任を受けました政令、省令等で定められる事項につきましては、当然国の方でさまざまな規制を法律の授權の範囲の中で行えるわけでございますけれども、それ以外の部分については、基本的に各都道府県の御判断によってやっていただくということになるわけでございます。

勿論、法律の解釈等について、各都道府県の方から御照会がある場合もございますが、そういった場合には、私どもの方で回答をさせていただくというような形で対応することがございます。

それから、マニュアル等々についてのお話でございますが、先ほど申し上げましたように、自治事務の性格上、マニュアルで各都道府県に具体的な事務を一律でこういった形でやってくださいといったようなことはなかなか難しいということでございます。

私どもとして、可能なものは、技術的な助言ということで、例えばこういった問題としては、こういった取り組みをされてはいかがですかというような参考となるような通知をお出しすることが事案によってはございますが、それをどういうふうに取り扱われるかというのは、最終的に各都道府県の御判断ということになるわけでございます。

次は、問の3ということでございます。立入を行います職員について、法令上特に要件が定められていないけれども、実際にはどういった職員の方が立ち入っているのかと、それから訓練、教育の状況はどうかというお尋ねでございます。

これは、具体的には任命権者でございます各都道府県知事等の御判断にゆだねられておるといこともございまして、私ども定型的な統計等で把握はいたしておりません。

また、訓練、教育につきましても、それぞれ都道府県なり、自治体の方でおやりになっているところもあるかと思いますが、具体的にどういったものをどういう形でやっているかということについても定型的な調査等では私ども全然把握をいたしておりません。

次のページの個別法の関係ということでございます。4ページ目の方でございますが、個別法に基づきます、過去立入検査を行った件数の状況等についてどうかというお尋ねでございます。

ここに記載のとおり、平成10年度から14年度までの5か年間、それぞれの法令に基づきまして立ち立った全国での件数はここに記載のとおりでございます。

これは、私どもの統計情報部の方で、各都道府県等の御協力をいただいてまとめさせていただいているものの資料から引用いたしております。

個別な具体的な事案につきましては、こういう統計の中では具体的に把握なり記載をす

るということにはなっておりません。

次のページでございます。

問2は、先ほどのお話と類似しております。基本的な各営業施設への立入検査というのは、地方自治法上の自治事務ということでございまして、それぞれ法令の関連以外では各県での条例なり、規則に基づきましてやっていただいております。

私どもの方では、先ほどと同じように、具体的な疑義解釈に対して、私どものお考えをお示しするという。あるいは、技術的な助言というような形で御参考になるような事案について通達を出させていただくというようなことはございますけれども、それをどのように取り扱うかということについては、それぞれ各都道府県での御判断ということでございます。

次のページでございます。

問の3でございます。これも各個別法の関連で環境衛生監視員について法令上要件は定めていないといったものだけでも、具体的な方はどういった方なのかと、あるいは訓練、教育の状況はどうかということでございます。

私どもにつきましては、法令上、確かに規定しておりませんが、ここに引用させていただいております、昭和42年の通達で、こういった方々について任命していただくように配慮していただければというような通達の方を示させていただいております。

ここに記載のとおり、一定の専門的な知識等を修められた方、あるいは国家試験での資格をお持ちになった方、あるいは一定の課程等を修了していただいた方、そういった方々を選んでいただくというのが望ましいのではないかと。

ただ、具体的にどういった方を実際にそれぞれの都道府県なり、自治体の方で任命するかということにつきましては、任命権者でございます、都道府県知事等の御判断にゆだねられておることございまして、具体的にどうなっているかということについて私どもとしては、把握しておらないということでございます。

それから、具体的な訓練、教育につきましても、私どもとして具体的にどういった形で、どういった研修をやっておられるのか、それぞれの自治体での取り組みの方にゆだねているということでございます。

次に、最後のお尋ねということでございますが、立入検査事務といったものをアウトソーシングすることを制限している法令があるのか、ないのか。ある場合には、その具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明についてどうかというお尋ねでございます。

私どもが、これまで回答させていただいております、それぞれの法律の立入検査の権限を規定した条項には、厚生労働大臣または都道府県知事等が、その職員または吏員をして検査させることができるというふうに、実質立入ができる者のことを法律上の明文で規定をさせていただいているわけでございます。

それから、制限の合理的な御説明ということでございます。基本的に立入検査というのは、各営業者の店舗等に具体的に立入をするわけでございます。通常の私人ですと、相

手方の了解を経ることなくそういったことはできないわけですが、この立入検査を拒否した場合には刑事罰の対象となるというようなことがございます。

また、立入をしている間、あるいは一定の施設とかを検査している間は、その利用とか、使用とか、あるいは公共の方に使わせるというようなことを営業者の意思とは無関係に中断させるというような効果もあるわけでございます。

また、立入検査の結果、問題があれば行政処分というようなことが念頭に置かれて行うわけでございますので、この処分を実際に行う行政当局者、それから立入検査を実際に行う立入検査者というものが、私ども法律では当然同一の主体であるというふうに想定しているわけでございます。

また、この検査の実施状況におけます検査手続の瑕疵というものが、その後の行政処分に対して、効力の是非の判断にも大きな影響を与えるというようなことがございます。

こういったような観点で、営業者の方に対する営業の自由なり、あるいは住居に立ち入るといことで、通常の私人の方では行えないこと。それから、行政処分と密接不可分の関係を持っておること等々から私どもとしては、この立入検査ができる者を公務員に限定しているということについては、合理性があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上、簡略でございましたけれども。

白石委員 ありがとうございます。それでは、残り 20 分、質疑に入らせていただきたいと思えます。

安念専門委員 よろしゅうございますか。立入検査を適正にやらせるためには、公務員でなければならぬとおっしゃるんですが、そうすると、現に公務員が良好なパフォーマンスをしているという御認識をお持ちでいらっしゃるということですね。

岡部生活衛生課長 パフォーマンスというのがどういった点をおっしゃっておられるのかわかりませんが、私どもの方は適正な執行をさせていただいていると思っております。

安念専門委員 でも、何もおわかりじゃないわけでしょう。どういう研修をしているのか、どういう立入検査をしているのか、その他すべて自治事務であって都道府県任せだから何も知らぬとお書きになっているじゃないですか。どうしてそれでパフォーマンスがいいとわかるんですか。

岡部生活衛生課長 知らぬというか、今回のヒアリングの過程において御指摘いただいて準備できる期間も限られているわけございまして、勿論、調べようと思ったら調べることはできますが、定期的な報告等では把握しておらないということを御説明申し上げたわけです。

安念専門委員 ですから、把握しておられないんだから、公務員に限定する方がよいのか、民間参入を認めた方がよいのか、それは誠実であろうとすれば、わからないというふうにお返事なさるべきですね。だってわからないんだから。

岡部生活衛生課長 パフォーマンスというおっしゃる趣旨が、先生はパフォーマンスと

は具体的に何を指しておられるのでしょうか。

安念専門委員 パフォーマンスは、何か評価をそちらでしておられるはずでしょう。今の制度がよいかどうか、適正に執行されているかどうかについて、何かの評価をしておられるはずですね。

岡部生活衛生課長 ですから、例えば立入検査が問題があって、社会的に大きな問題になったとか、そういったことが具体的にあるかと言われれば、私どもとしては、そういったものはないというふうに考えております。

安念専門委員 わかりました。それなら民間が参入することによって、今行われているパフォーマンスと同程度のものをもっと安くできるかもしれないという可能性はありますね。

岡部生活衛生課長 可能性というか、安くするということがどういった形でやられるのかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、私どもの生活衛生業に対する監視指導というのは、不特定多数の方が御利用になる施設の安全性とか、利用上の公衆衛生を確保するという観点でやらせていただいているわけでございます。

なおかつ、公衆衛生の水準というのもときどきによって変わってくると。新しい病気が入ってくるような場合もございます。

そういったようなところで、なおかつ、この間のSARSの具体的な事例なんかで、あるいはレジオネラ等でも明らかなんですけど、実際に被害とか問題が生じて、立入をした後、すぐに行政処分を判断していかなければいけないようなケースも多々あるわけでございます。

そういった観点から言うと、実際に行政処分を担当すべき処分庁である公務員と、立入検査を実施する実施主体が別の主体であるということは、法令の円滑な執行をするという観点から多々問題があろうと思っております。

白石委員 それは、民間事業者がやってもうまく連携すればできないことはないですね。

岡部生活衛生課長 うまく連携するかどうかというのは、どういった仕組みを組み立てるかによるかと思いますが、ただいま申し上げましたように、例えば、感染性の疾患をお持ちになった方が宿泊されていて、それが次のお客様をお泊めすると伝染するかもしれないといったような場合に、そのお客様がどの部屋に泊まれたのかとか、いつ泊まったのかということを保健所の職員なり何なりが立入検査を行って、そこで現認をして、そうだったらこの部屋はしばらく使わないようにしてくださいというようなことを即時で判断するとか、そういったこともしていかなければいけないのが、実際、立入検査と行政処分の密接性というところにあるかと思っております。

ですから、例えばその報告が事後的になってしまうとか、あるいは次のお客様がもう泊まってしまったということで、被害が広がってしまうといったようなおそれも十分あり得るわけでありまして、そういった観点から申し上げても、立入検査を行う者と、行政処分を行う者等の主体が別々であるということについては。

白石委員 それは、現在、同一人物が行っているということですか。検査に行った人がその場で判断して、ここは明日から使わないでくださいという判断をその場で下されているということでしょうか。

岡部生活衛生課長 そういうケースもあり得るということでございます。

白石委員 そういうケース以外には、どういうケースがございますか。

岡部生活衛生課長 そういうケース以外という、それは検査をして、特に緊急的な大きな課題がなかったとか、あるいは法令の要件のとおり確保されているということであれば、特段そういった指導とか。

白石委員 レジオネラ菌が疑われるときに、その場で判断というのはできないわけですね。持ち帰って検査をするとか、そういうことをおやりになるわけですね。

岡部生活衛生課長 勿論、検体等については検査というのもありますけれども、お客様がそれを使っているという、そういった感染症にかかっているということが明らかなような場合、そこにあるお風呂場に入った方が使われたというようなことがわかれば、そこのお風呂は使わないようにしておく。

おっしゃるとおり、この水の中にレジオネラ菌が入っているかどうかというのは検査をしなければわかりませんが、患者さんがもうお使いになったということがわかれば、その浴室なり、あるいは脱衣場というのに対しては一定の制約を設けなければいけないのではないかと考えております。

白石委員 今、ある温泉地でレジオネラ菌のケースが出てきたと。ここの地域でこういう問題が出てきたということや都道府県の自治事務であっても、こういうアクシデントが起こり得る可能性というものをどういうふうに全国的に情報を周知していらっしゃいますか。

岡部生活衛生課長 実際に感染症防止のための法体系というのが別にございまして、そこで感染症の指定を受けているような疾患については、発生したら、そこで国の方に御報告をいただいて、その情報なんかをまたフィードバックしていくといったような、これは私どもの生衛の監視指導とは別の法体系でございますが、そういったものがございます。

白石委員 それは岡部さんのところでおやりになっているわけではないということですね。

岡部生活衛生課長 それは別の課で担当させていただいております。

白石委員 タイムラグがありますね。

岡部生活衛生課長 勿論、報告をしていただくまでに、若干。

白石委員 それによって縦割のセクションで行っていると。現場に行って即判断をして、使用を停止するというところもあるんだけれども、そうじゃないケースもあると。それが役所に上がってきて、違う課で周知をしていくには、非常に時間がかかっていくと思うんですけども、縦割の組織がある公がやることによって非効率、かえって早く届けるべき情報が届かなくなっているようなことはないでしょうか。

岡部生活衛生課長 これは、おっしゃるように、今、国のお話をされて、私どもの厚生労働省の組織の話をしていただいたわけでございます。

各都道府県において、勿論、都道府県によっていろんなやり方はありますけれども、通常の場合は保健所の中に、いわゆる子ども生衛関係の監視指導をするセクションと、それから感染症の関係のセクションというのが保健所という1つの組織体の中に、課が別だとか、係が別だと、それは分掌する上でどうしてもつくらざるを得ないんですけれども、そういった格好でやっておりますが、実際、自分の管轄というのは保健所単位で決まっています。そこで、営業者の方から報告があったとか、あるいは利用者の方から苦情があったりすれば、そういった情報の中身とか、重篤度に応じてそういった情報は共有されるような体制を大部分のところはやっています。

その保健所の生活衛生を指導する担当、今のお話は、生活衛生の監視指導部門と感染症とかの情報のタイムラグだというお話でございましたので、現場でやっているところは、保健所等でそれぞれの生活衛生、それから兼務で監視員が実際に感染症の担当をしているということもありますので、現場ではそういった体制を引いていると。

白石委員 現場では、保健所の中で隣り合っているセクション同士が情報を共有することがあっても、それが例えば埼玉で起こったものが栃木にとか、北海道にというような情報共有をする仕組みは、現段階としてはないということですか。

岡部生活衛生課長 それは、先ほども申し上げましたように、すべての疾患ではございませんが、感染症法で指定されているものについては、発症したということであれば、それは国の方に速やかに報告していただくということになっておりまして、発生状況については国としては十分迅速に把握する対応になっております。

白石委員 それに関してはわかったんですが、私も今日御提出いただいた書面を見て、非常に矛盾にはらんだ内容だなというふうに思いました。

一番最後のページに「慎重かつ適正に行われる必要がある」というふうに書かれていながら、これを決定づけるような情報、材料というのは、前半部分にもほとんどないわけですね。都道府県のことについては、全く御存じではないし、マニュアルをつくったとしても、それを都道府県が採用するとは限らないとか、通知を出しても、それをどう取り扱うかどうかは判断にゆだねられているということで、ある種手を離しているというような印象がありながら、実際に慎重かつ適正に行えるから公務員がやるべきだというふうに、どういって強引に結論づければ、ここに行くのかなと。ここが非常に飛躍しているので、もしこのように思われるのであれば、現在、公務員がやっているから、先ほど安念さんがパフォーマンスとおっしゃいましたけれども、今、どういう効果が出ているんだという具体的な根拠をお示しいただきたいと思います。

岡部生活衛生課長 ちょっと誤解があるようなので補足させていただきますが、自治事務なので、国がすべて箸の上げ下ろしまで、かつての機関委任事務の時代は、安念先生は法学の御専門なのでよく御存じかと思いますが、それについては国がこうしなさい、右向

け右と言ったらみんな右を向くという形だったんですが、自治事務という格好で、法令の枠組みでは勿論国の方でいろいろこのとおりやっってくださいということは申し上げられるんですが、それ以外の部分については、地方自治体の判断を主体的にすると、そういう話を前の方では書かせていただいているんです。

それと今回のヒアリングで問題になっております具体的な立入検査ということを民間の方でやっていただくのがいいのか、公務員が引き続いてやっていくのがいいのかという論点とは次元が違うということを1つ御理解を。

白石委員 内容を把握していらっしゃらない、現在どういうふうなことが行われているのかという詳細を御存じない中で、現状のやり方がいいと。慎重かつ適正であるはずだという幻想にとらわれての結論のような気がするんです。

岡部生活衛生課長 幻想ということではなくて、これは私どもの法律を施行させていただいて、何十年にもわたって公務員がやってきているわけですね。もし、その間にパフォーマンス、パフォーマンスという概念がちょっとよくわからないので不適切だということであれば、当然何十年にもわたって、そういった矛盾が放置されるということではなく、また国会等でも法律を直すべきだとか、こういうふうにすべきだということが当然あると思っております。

私どもが先ほどから申し上げておりますのは、行政処分を行う実施主体と立入検査というものは、やはり密接不可分なものとして考えないと、特に私どものような人の健康とか、あるいは安全性とか、あるいは迅速な対応が求められるところについては、それを別の主体に分けていくということでは、法の目的である、各種の公衆衛生、あるいは生活衛生関連の事業者が提供するサービスの質の確保ということについて全うできないというふうを考えております。

白石委員 何にとつての、何に対する矛盾という認識ですか。矛盾があればそこが修正されるだろうという御認識と承ったんですけれども。

岡部生活衛生課長 今、お話しのように、公務員が立入検査をしているということで社会的に容認されないような矛盾とか問題があれば、何十年にもわたって放置されるということは基本的にないものだと考えております。

白石委員 それは門戸が開かれていないものに民間事業者が参入し得るわけではないわけですね。そういう可能性がない、門戸がないから可能性がなかった、それで矛盾がないというのはおかしいと思います。

岡部生活衛生課長 いや、白石先生が御指摘になられたのは、民間の話というよりも、公務員にやらして問題がなかったのかというお尋ねだから、今、私が申し上げたような形で答えさせていただいたわけでございます。

白石委員 公務員にやらして問題がなかったという御認識ですね。

岡部生活衛生課長 はい。

白石委員 それを立証する根拠というのは、どこにおありになりますか。矛盾が全くな

かったというふうに言われるのは。

岡部生活衛生課長 そういうふうに言われて何を立証すればよろしいのでしょうか。

安念専門委員 だから、立証できないんですよ。だから、立証できないということをはっきりさせることが大切。だって、民間が参入したことは一度もないわけですから、民間が参入したときと公務員が直営でやっているときとどっちがいいかだれもわからないんです。それは岡部さんもわからないし、私もわからないんです。それはわからないということだけが言えるわけですよ。

岡部生活衛生課長 ただ、これは法律に基づいて国会での御審議とかをやってできているものでございまして、公務員が勝手につくり上げたフィクションの世界ではないわけなんです。私人の方に対して営業所に立入をするという、普通の形では認められないようなことを法律で権限を付与してやらしているわけですから、おっしゃるように、本当に矛盾があったり、問題があれば、立法府なり県の議会というものがあるわけでございますので、そこに本当に容認できないような矛盾なり問題があれば、当然これまでの間に必要な法律の改正がなされると、そういう意味で、私どもが今、所管させていただいて、執行の責任を持たせていただいている法律は、適合的な法律に基づいて業務をやらせていただいているというふうに考えております。

鈴木主査 しかし、何も知らない、何も調査していない、全部地方任せだといって何の責任を持っているのですか。官業の民間移管というのでいろいろ生活衛生関係の監視指導業務を民間に移管しましょうという議論をあなたの方にしても、当事者能力がない、それは都道府県に聞いてくれ、都道府県に任せると、こういう話ですか。だったら、こういう話を続けたって仕方がないのですね。

ついでに言ったら、それだったら生活衛生関係の監視指導だなんて項目は、法律の中から削ってしまって、それは都道府県に任せるというふうに書けばいい話です。しかも、さっきも安念さんが言ったけれども、何かちょっとところどころには吏員に限定される、しかし何とかと書いてあるけれども、しかし、それは都道府県の職員に任せるとというのが、このコンテキストの中から絶対に出てこなければおかしい話で、はっきり言うと、このペーパーというのは一体何を言いたいのかと。まず、当事者能力はおありかと、おありでないのだったら来ないでくれと、当事者能力がある人が来てくれという話だから、しかるべく当事者能力のある自治省なりが出てくるという話ですね。

岡部生活衛生課長 最後のところの資料に書かせていただいたように、民間委託をするのに差し障りがある法律があるかというお尋ねに対しては、法律はございます。それは私どもが所管しております。それは事実で書いてございます。

鈴木主査 だけど、その下は合理性を有しているけれども、それは勝手だと。こういうことでしょう。

岡部生活衛生課長 勝手というのは、どういう意味ですか。

鈴木主査 要するに、都道府県に任せているから、都道府県が勝手に決めてくださいと

ということで、当省は監視しないと。

岡部生活衛生課長 そんなことはございません。冒頭から申し上げておりますように、法律で書いてあること、政令に委任されていること、省令に委任されていること、これは国の方で統一的にやっていただいております。

ただ、それ以外に条例とか、各県の規則とかということで、定めることができる。それは自治事務でございますので、これは私どもだけが恣意的にやっているわけではなくて、地方自治法に基づいてやっておる事務として自治事務をやっていると、その辺は基本的な認識を十分いただきたいと思います。

鈴木主査 であるがゆえに、何ら調べもしなければ、報告も受けなければ、実態は何だということも把握もしなければ、何もしないと。それが地方自治の精神だと言いたいわけですか。

岡部生活衛生課長 そういうことではございません。私どもの方で必要があれば調査もさせていただきますけれども、今回のヒアリングを設定していただいて、何日までに出してくださいということに対して、非常に短い期間でございましたので、先ほども申し上げましたように、定期的に取りっております統計とか、報告については出させていただきます。

それ以外のものについて、あらゆることを承知していないから、おまえたちは適正にやっていないというのは、ちょっと。

安念専門委員 いえ、私は適正にやっていないなんて一言も言っておりません。比較の対象がないのに、今がいいとどうして言えるのかと、私はロジックを伺っているんです。

岡部生活衛生課長 ですから、それは先ほど申し上げたとおり。

安念専門委員 違います。人が今まであるやり方しか、1つしかなかったということが、観念的にあり得る他のやり方に比べてより良いという証明はできるはずはないでしょう。してくださいと言っているんじゃないです。そんなことはできないはずでしょうということを申し上げているんです。

岡部生活衛生課長 法律の御専門家に対して。

安念専門委員 私は法律の問題を言っているんじゃない。

岡部生活衛生課長 わかりました。別にいいです。私どもの考え方としては、これはあくまでも法律に基づいて付与されている権限でございます。

安念専門委員 そうですよ、勿論ですよ。

岡部生活衛生課長 法律で付与されている権限というのは、一旦法律を決めたら変えられないというものではございません。それを審議をするために、国会があつたり、あるいは各都道府県では議会があるわけでございます。

私が申し上げたかったのは、こういふことで本当に公務員に立入検査をやらせていって社会的に問題があるんだということであれば、これは施行されて半年とか、1年の法律ではございません。戦後長く、何十年にもわたって実施されてきた法律でございますので、

もしそれまでの間に本当に問題があるのであれば、これまでの長い期間の間に国会議員の先生とか、あるいは社会的な問題含めて法律を改正するという事も十分可能であったというふうに考えておるということを申し上げているわけです。

鈴木主査 私は、一つだけはっきりしておいてもらいたいのだが、この返事は自治事務だというふうに言っておられるけれども、我々が今後地方自治体の持っている仕事も取りあげて、民間に移行するという作業をします。その協議をする相手は厚生労働省であってよいのか、それを受けて立てれるのか、それともそれは地方の知事に任せてある話だというふうに常に言われるのか、ここだけはっきりしておいてください。

岡部生活衛生課長 さっから申し上げておりますように、立入検査を規定しておるのは法律で具体的に各都道府県知事、あるいは国または都道府県の職員なり吏員ということが明定されております。まさに公務員だということを法律で明記してあるわけです。この法律を私どもで所管させていただいております。

白石委員 先ほどの、これは議事録として残っているわけですがけれども、岡部さんの御発言を聞いていると、法律が制定されている立法府で決定されている、これは変えることができる。しかし、長年積み上げてきた制度なので矛盾があるのであれば、とっくに法律が改正されているということは、この規制改革とか、官から民への動きというのを全否定するものだと思うんです。

岡部生活衛生課長 私は、官から民への全否定ということではなくて、公務員がやってきたということについて問題があるのかどうかというお尋ねに対して、それは既存の制度でございますので、既存の制度がおかしければ、やはり既存の制度を見直そうという議論が。

白石委員 今、その議論をさせていただいているわけです。

岡部生活衛生課長 ですから、私はこれを否定しているわけではないんです。今までどうだったのかということについて、私はそういうふうに申し上げているわけです。これから先どうされるかというのは。

白石委員 この議論をしている中で、全く根拠がないのに、公務員であるから間違いはないと。矛盾があるならとっくに法律改正されているという議論は非常に欺瞞に満ちたものだとは私は認識いたしました。

岡部生活衛生課長 これまでの過去の話と、これからの話がございしますが、私どもが考えておりますのは、先ほども申し上げましたように、立入検査というのは、行政処分と一体的にやらないと、国民の健康なり、安全性というものが担保できないと。それはいついかなるときに、どのような疾患が起き、またどのような措置をするかということが、我々としても予見し得ないようなことが頻繁に起き、またこれから人の国際的な移動とか、そういったことがある中で、どんどんそういったリスクというのは高まってくるんだろうというふうに思っております。

ですから、そういった観点からいっても、やはりこういった立入検査及び行政処分とい

うのは一体的にやる方が、私どもとしては法律、つまり最終的に言えば、国民の皆さんの健康とか安全を確保していくといったことに一番選択肢としては妥当なんではないかというふうに、これは私の考えとして申し上げております。

白石委員 何件か前のヒアリングで検疫をヒアリングさせていただいたんですが、このときの御担当者は、例えば検疫業務は民間でも可能であるというふうにおっしゃいました。そのために、条件としてみなし公務員規定とか、担保措置を講じれば大丈夫と、明確な基準があればと。

裁量性の高いものでなければいいだろうということで、条件付きで検討するというふうにおっしゃってお帰りになったんです。これも同じく国民の安全とか、健康に非常に大きく関わるものなんですけれども、この場で求められているのは、果たして、今の枠組みの中は、あくまでも固守して保持し続けるのかどうか。それともお互いいい方向に向かってどういう措置を講じれば一歩踏み出せるのか、ここが大事だと思うんです。

今日の岡部さんの御発言を聞いていると、ずっとクローズされた領域の中に法律があるからいいんだ、矛盾がないから法律は今まで変わっていないだろうというようなことだと、一歩、二歩議論が進んでいかないわけです。是非そういう認識を検疫の方と共有していただいて、これは主査の御判断に任せますが、もうお時間が来てしまいましたので、今日はこれで打ち切りにさせていただきたいと思いますが、今後の方針を是非主査の方からお話しさせていただきたいと思います。

岡部生活衛生課長 最後に検疫のお話が出ましたので、多分、性格によって変わると思っています。検疫というものについての緊急性とか、行政処分と立入検査、検疫はどういうお話ししたのか、私はお聞きしていないので、正確に申し上げられませんが、国がやっている、あるいは公務員がやっている仕事の中での業務の性格とか、担当している業務の影響とかということによって、すべての分野が一律にということとは言えないと思います。

ですから、今回のヒアリングなり、あるいは今後進められる議論の中で、そういった形のもので民営化をしていかれる、あるいは民間の方をお願いをするという部分が、私が申し上げているのは、私の担当させていただいている法律の観点で申し上げておりますので。

白石委員 私は分野で申し上げたのではなく、そういう話し合いの基本姿勢のことで申し上げたので、是非誤解のないようお願いいたします。

鈴木主査 要するに、この方に当事者能力があるのか、ないのか。吏員でなくてはならないところだけには当事者能力は持っているけれどもと言わんがばかりの話で、ちょっと不真面目な答弁であり、極めて遺憾に思いますから、どういう対応をするかは別途に考えます。

白石委員 では、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。